

長野県ふるさとの森林づくり条例

森林づくり指針

～ コモンズから始まる

信州森林ルネッサンスをめざして ～

長野県

森林づくり指針 【目次】

はじめに	1
------	---

第1章 森林・林業の現状と課題

3

第2章 めざす姿

～ 22世紀を展望した長野県の森林づくり ～

22世紀の森林と人々

第1節 基本目標

1 めざす森林の姿	13
2 めざす森林社会	16

第2節 森林づくりの進め方

1 コモンズから始まる森林づくり	19
2 森林と人との関わり方に基づく森林づくり	20

第3章 取り組む施策

～ 「森直し」4興し運動 ～

2015年(平成27年)の目標

第1節 「森直し」4興し運動 施策体系	26
---------------------	----

第2節 施策の展開方法

1 誰でも参加できるみどりのコモンズの創造 ～人興し～	
(1) 森林と人との関わる仕組みづくり	27
(2) 森林づくりに参加する人材の確保	30
(3) コモンズによるみどりの回廊づくり	31
2 安心・安全を守る森林づくり ～森興し～	
(1) 多様な森林づくり	32
(2) 森林づくりや木材搬出等の基盤整備	34
(3) 多様な生物が共生する環境づくり	35
3 信州ウッディライフ社会の創造 ～木興し～	
(1) 信州の木の利用促進	36
(2) 信州の木の生産・供給システムづくり	39
4 森林関連産業の創造 ～村興し～	
(1) 活力ある山村づくり	40

第4章 指針の実現に向けて

1 役割

(1) 県民	42
(2) 森林所有者	42
(3) 木材関連業者	42
(4) 森林組合・林業事業者等	42
(5) NPO・森林ボランティア団体	43
(6) 市町村	43
(7) 県	43
(8) 国	43

2 森林づくりのための財源の確保	43
------------------	----

-
- 【資料】
- 1 地域の自律的な森林づくりをめざして（手法・事例）
 - 2 小さな利用から始まる信州ウッディライフをめざして（指針）
 - 3 みどりのパートナーシップ（活動事例）

はじめに

(1) 指針策定の背景

長野県は日本の背骨に位置し、数多くの河川の水源となる豊かな森林を有しています。長野県に暮らす人々は、県土の78%を占める森林を様々な形で利用し、数多くの恵みを受けてきました。地域の人々は地域の森林との関わりを保ち、地域にふさわしい豊かな森林づくりを続けてきました。また、森林との関わりを通じたさまざまな知恵や文化を育んできました。

近年、森林は、二酸化炭素の吸収・固定を通じ、地球温暖化防止への貢献が期待されています。さらに、災害防止や水源のかん養など多くの恩恵を、地域や市町村、県域を越えた流域内の住民に与え、農業や地域のさまざまな産業にも貢献しています。森林はまさに、社会全体の共通の財産です。

しかしながら、社会経済の大きな変化による林業生産活動の長期停滞、森林所有者の世代交代や不在村化等、森林・林業を取り巻く情勢が大きく変化する中で、森林管理の遅れにより森林が荒廃しつつあります。

森林が健全な状態で維持され、様々な恵みを次の世代にわたって持続的に享受していくためには、一部の人々にその責任を委ねるのではなく、森林と人との多様な絆を創り出し、県民の主体的な参加により森林を支えていかねばならない時期を迎えています。

こうした中で、長野県では、地域に暮らす人々が主役となり、豊かな社会に必要な大切なものを自分たちの手に取り戻し、守り育てていくこと、すなわち「コモンズ*からはじまる、信州ルネッサンス*革命」による県づくりを始めました。森林づくり*においても、地域に暮らす人々の自律的な思いと意欲的な活動の下で、県民の主体的な参加により、森林を守り、育てていくことを必要とされています。

このたび、社会全体の共通財産である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいこうと、県民が主体的に森林づくり*に参加するための基本理念や基本方針、新たな仕組みを定める「長野県ふるさとの森林づくり条例」を制定しました。この条例に基づき、「森林づくり指針」を策定するものです。

***コモンズ** / 長野県の中長期的なビジョン「未来への提言～コモンズからはじまる、信州ルネッサンス革命～(平成16年3月策定)」の中で提案されたキーワードです。豊かな社会に必要な大切なものを、そこに暮らす人々が、自らの思いをもとに守り、育み、あるいは維持、管理していく仕組みを言います。よりよい地域をめざす人々の絆で結ばれていて、閉鎖的ではなく、未来志向の開かれた仕組みを言います。

***ルネッサンス** / これまでの社会のあり方を反省し、国による制度的、政策的な制約を超えて、人間的な尊厳を保ち、魂の自立を求めようとしている長野県の改革の姿を言います。森林ルネッサンスという場合は、森林を取り巻く現状から、森林と人との関わりのあるあり方を見直し、長野県らしい豊かな森林を再生、復活させたいという願いを含んでいます。

***森林づくり** / 木を植えることのみではなく、森林を守り、育てるという広い意味のほか、森林の多面的な利活用や県産材の利用、多くの人々の多様な参加による協力や、身近な森林に関心をもつことなども森林を守り、育てることにつながるため、これらも森林づくりに含めることとしています。

***県民の主体的な参加による森林づくり** / 森林づくりに県民の皆さんがさまざまな形で参加していただきたいという意味を込めています。特に「主体的」とは、自主的、積極的という意味を持ちますが、行政措置の発動を待つまでもなく、自主的な意思を持った上で、森林施業や県産材の利用、森林の多面的な利活用など、さまざまな形で森林づくりに参加していただきたいというものです。

(2) 指針の性格

本指針は、100年先すなわち22世紀のふるさと長野県の森林のあるべき姿と、その森林の姿を実現するために県民と県政が取り組むべき長期の展開方法を明らかにするとともに、今後おおむね10年間に県民と県政がめざすべき方向及び県の施策の展開方法を定めるものです。「長野県ふるさとの森林づくり条例*」第9条の規定に基づき、広く県民の参加を得て策定しました。

*長野県ふるさとの森林づくり条例

第9条(森林づくり指針)

知事は、本県の目指すべき森林の姿を明らかにし、その実現に向けた森林づくりに関する施策を推進するための基本となる指針(以下この条において「森林づくり指針」という。)を定めなければならない。

2 森林づくり指針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1)森林づくりに関する総合的かつ長期的な目標及び施策の基本的事項

(2)前号に掲げるもののほか、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、森林づくり指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民、森林所有者及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、森林づくり指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、森林づくり指針の改定について準用する。

*本指針は、「長野県ふるさとの森林づくり条例」に基づき、森林づくりの施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。本指針の策定に伴い、「2010年長野県森林・林業長期構想」は廃止します。

第1章 森林・林業の現状と課題

1 県土の約8割を森林が占め、民有林の約半分が人工林

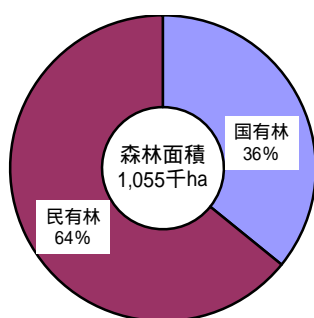
長野県の森林面積は約106万ha（県土の78%）で、そのうち約68万ha（森林の64%）が民有林、約38万haが国有林です。

昭和20年代半ばから40年代にかけて集中的に人工林化を進めた結果、現在、民有林面積の49%が人工林となっています。

民有林を構成する樹種についてみると、針葉樹ではカラマツやアカマツ、スギ、ヒノキ・サワラなど、また、広葉樹ではナラ、クヌギ、ブナなど、さまざまな樹種で構成されています。

一方、民有林の蓄積は人工林を中心に年々増加していますが、さらに間伐等の適切な森林整備と、成熟しつつある森林資源の有効活用が今後の課題となっています。

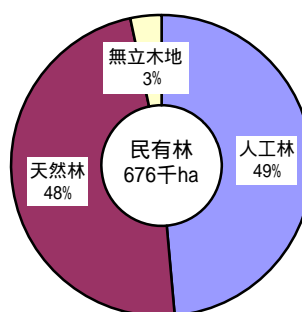
森林面積の国有林・民有林別割合



(単位：千ha)

区分	面積
国有林	379
民有林	676
計	1,055

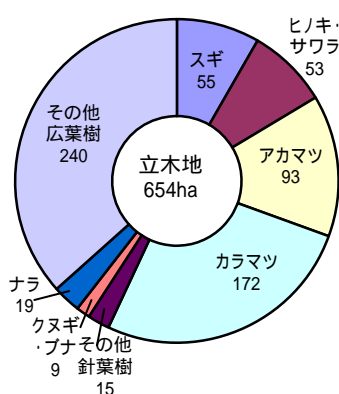
民有林の人工林等構成割合



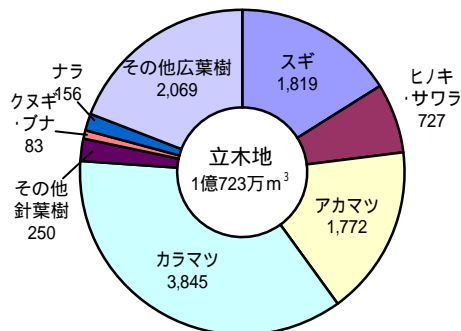
(単位：千ha)

区分	面積
人工林	328
天然林	326
小計	654
無立木地等	22
計	676

民有林の樹種別面積



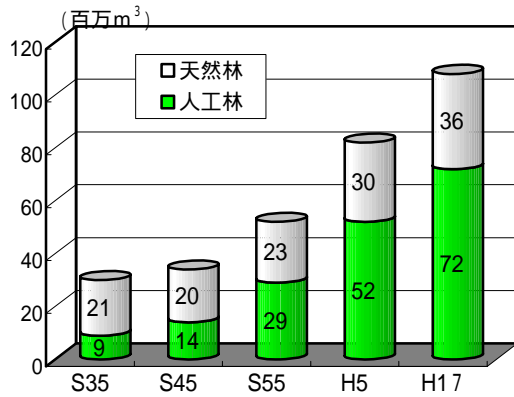
民有林の樹種別蓄積



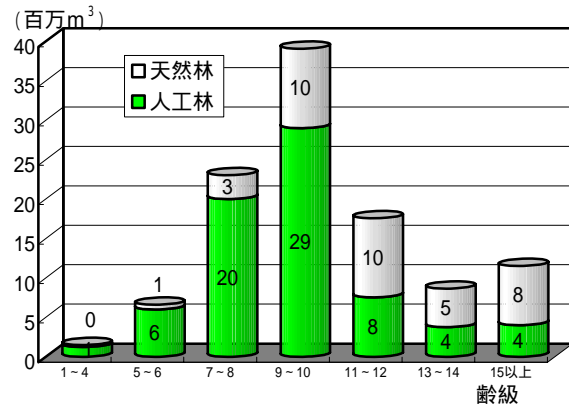
以上資料 長野県林務部「長野県民有林の現況」(H17.4)

- * 立木地 / 樹木が集団的に生育している土地
- * 無立木地 / 伐採跡地、岩石地、崩壊地、はげ山など立木地以外の土地
- * 人工林 / 人手によって苗木を植えたり、種をまいて育てた森林
- * 天然林 / 自然力によって発芽、成林した森林（以後人手を加えた場合もここでは天然林に含む）

民有林の森林蓄積の推移



民有林の齢級別蓄積



資料 長野県林務部 「長野県民有林の現況」(H17.4)

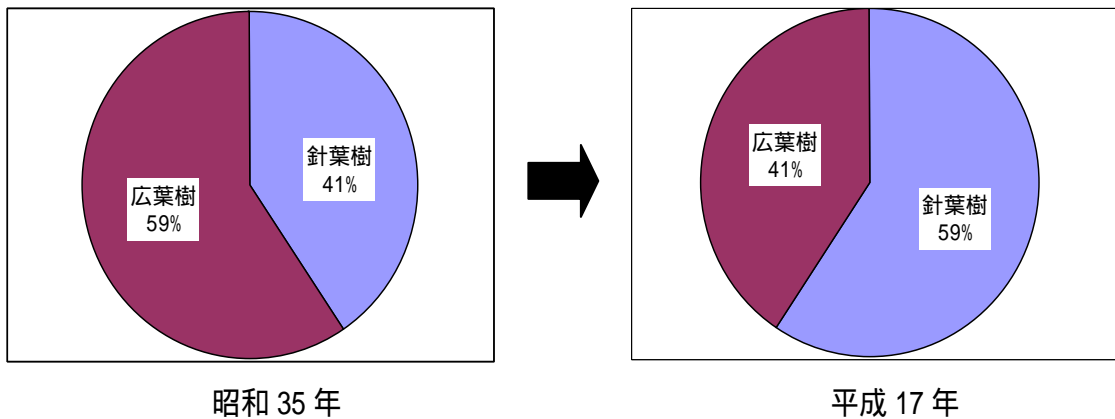
* 齢級 / 林木の年齢を5年ごとに区切ったときの一区切りをいう。

2 針葉樹と広葉樹の面積割合は6 : 4

民有林の森林(立木地)面積の針葉樹と広葉樹の内訳は、針葉樹の植栽が積極的に進められてきた結果、現在、針葉樹の面積が約59%、広葉樹の面積が約41%となっています。

森林の持つ多面的機能を発揮させるために、今後は、針葉樹と広葉樹の混交林化等の推進が課題となっています。

民有林(立木地)面積の針葉樹・広葉樹別内訳



民有林(立木地)の針葉樹・広葉樹別面積の推移

(単位:千ha)

年次 面積	S35	S44	S48	S55	S60	H元	H6	H11	H17
針葉樹	247	310	341	370	379	382	385	386	387
広葉樹	362	318	295	278	273	269	265	265	267
立木地計	609	628	636	648	652	651	651	651	654

資料 長野県林務部 「長野県民有林の現況」(H17.4)

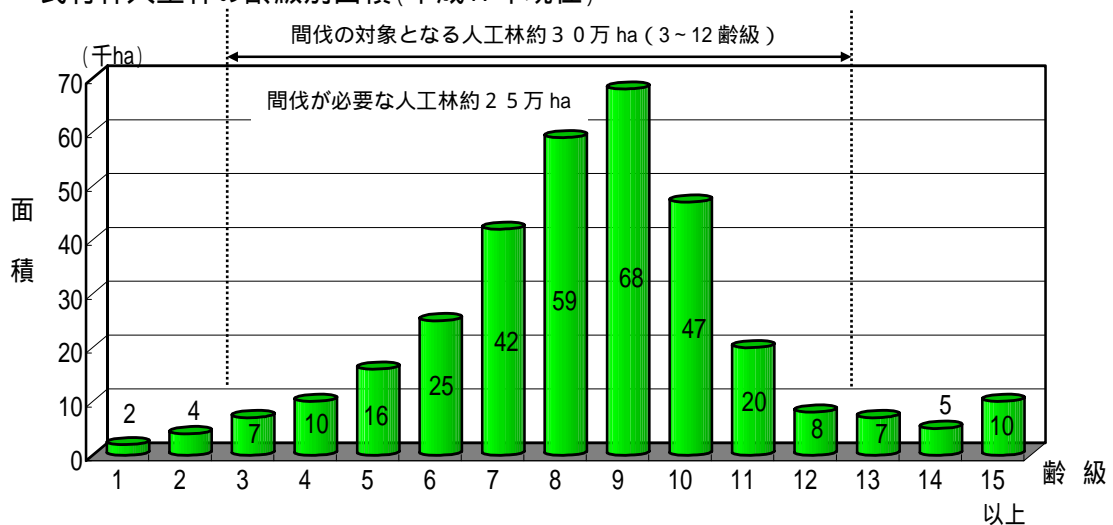
3 民有林の人工林のうち、間伐の対象となる森林面積は約9割、30万ha

人工林を健全に育成するためには、適期に間伐を実施することが必要です。民有林の人工林は、昭和20年代半ばから40年代にかけての集中的な人工造林によって、林齢構成に偏りが見られ、間伐の対象となる3齢級から12齢級まで（11年生から60年生まで）の森林面積は、人工林全体の約9割、約30万haを占めています。

また、間伐後、利用するために搬出した材積は増加傾向にあります。搬出割合（搬出率）は、木材価格の低迷等により年間2割程度に留まっています。

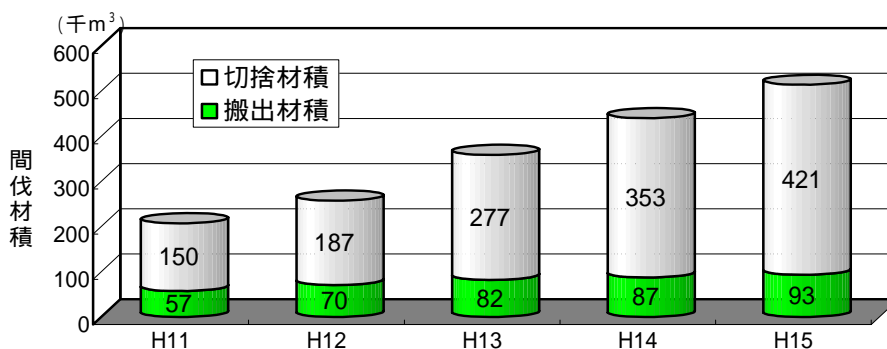
今後、約10年間に間伐を確実に実施することが必要であり、先送りできない時期を迎えています。

民有林人工林の齢級別面積（平成17年現在）



資料 長野県林務部 「長野県民有林の現況」（H17.4）

間伐材の搬出状況



（単位：面積 ha、材積 m³、%）

年度	H11	H12	H13	H14	H15	計
間伐面積	8,266	8,815	11,892	16,672	16,015	61,660
間伐材積	207,519	257,425	358,824	440,301	513,772	1,777,841
搬出材積	57,118	70,341	81,852	87,186	93,013	389,510
搬出率	27.5	27.3	22.8	19.8	18.1	21.9

* 搬出率 / 間伐材積のうち搬出された間伐材積の割合。

長野県林務部資料

4 民有林の多くを占める個人有林で森林の荒廃が懸念

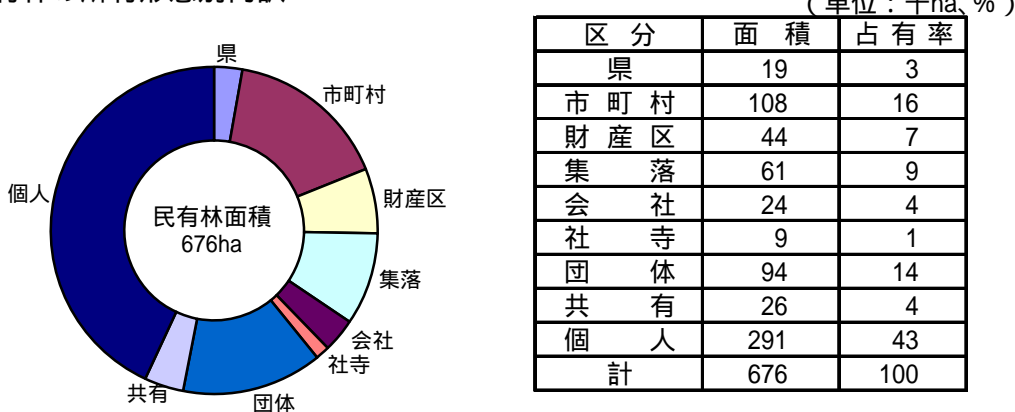
民有林では、個人有林の占める割合が43%と最も多く、次いで市町村有林16%、団体有林14%となっています。

個人有林の所有者のうち64%が1ha以下の零細所有者です。また、集落有林や共有林など慣習により地域が共同で管理している森林が比較的多いことは本県の特徴です。

一方、森林所有者が自ら行う森林の整備については、所有者の意欲の低下や不在村者が増加傾向にあるなど、森林の荒廃の進行が危惧され、県政の世論調査でも森林の「荒廃が進んでいる」、「まだ一部で荒廃している」と感じている県民が76%を占めています。

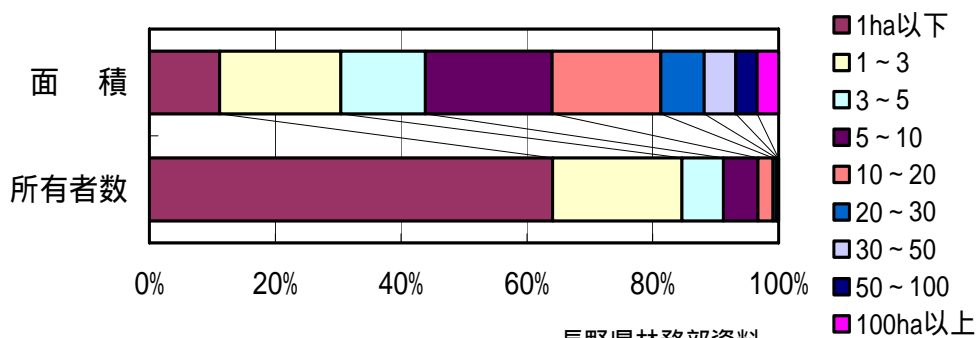
今後は、所有者の施業意欲の喚起と、森林の団地化による効率的な施業を進めていくことが課題となっています。

民有林の所有形態別内訳



資料 長野県林務部 「長野県民有林の現況」(H17.4)

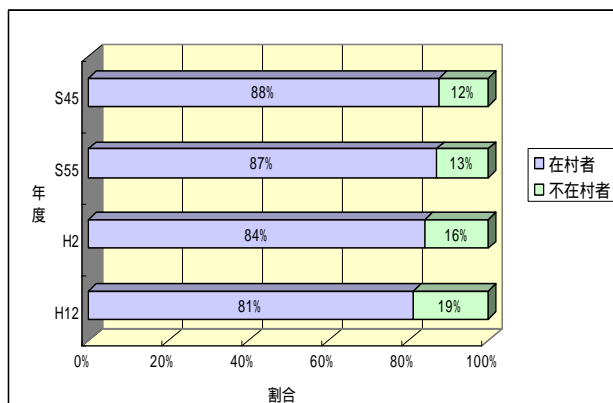
個人所有林の所有規模別面積及び所有者数



平成15年度県政世論調査結果

問 あなたは長野県の森林の現状をどう思いますか。(単位：%)

森林所有者の在村、不在村者数の割合の推移



(世界農林業センサス)

回答	回答率
整備が進まず、荒廃が進んでいる	40.9
一部整備が進んでいるが、まだ一部で荒廃している	34.9
わからない	18.4
整備が進んでおり、荒廃は進んでいない	2.3
不明	3.6

(注)平成15年9月から12月にかけて、県内満20歳以上の2,000人を対象に実施。回収数(率)は1,311人(65.6%)

5 県民の森林への期待は、多様化・高度化

森林は木材生産を始め、自然災害の防止や水源のかん養など多面的な機能を有していますが、平成 15 年度の県政世論調査の結果では、森林の果たす役割として「自然災害を防ぐ土砂の流出防止」、「水資源のかん養」に多くの期待が寄せられています。

また、近年の地球規模での温暖化防止の動きが広まってきていますが、平成 14 年度の県政世論調査の結果では、地球温暖化防止の対策として県に求めるものは、「森林保護や緑化対策の推進」が最も多くなっています。

このように、県民の森林への期待は多様化・高度化しており、社会全体の共通の財産である森林の多面的機能の持続的な発揮が期待されています。

平成 15 年度県政世論調査結果

問 あなたが森林の果たす役割の中で最も期待するものは何ですか。(いくつでも)

(単位：%)

回	答	回答率
	・自然災害を防ぐ土砂の流出防止	85.3
	・水資源のかん養(水を溜める役割)	74.4
	・観光資源としての利用	45.5
	・木材をはじめとするきのこなどの林産物の供給	43.6
	・保健、文化、教育の場としての利用	38.9
	・その他	3.1
	・特にない	3.7
	・不明	4.0

(注) 平成 15 年 9 月から 12 月にかけて、県内満 20 歳以上の 2,000 人を対象に実施。
回収数(率)は 1,311 人(65.6%)

平成 14 年度県政世論調査結果

問 地球温暖化防止対策として県が取り組むべきことを次の中からあげてください。(2つまで)

(単位：%)

回	答	回答率
	・森林保護や緑化対策の推進	73.2
	・公共交通機関の利便性の向上の促進	27.6
	・条例による企業の二酸化炭素排出の規制	22.9
	・新エネルギーの普及促進	21.0
	・低公害自動車の普及促進	19.3
	・県内の地球温暖化の影響等の調査研究	18.7
	・その他	1.6
	・わからない	1.7
	・不明	0.8

(注) 平成 14 年 11 月から 12 月にかけて、県内満 20 歳以上の 2,000 人を対象に実施。
回収数(率)は 1,498 人(74.9%)

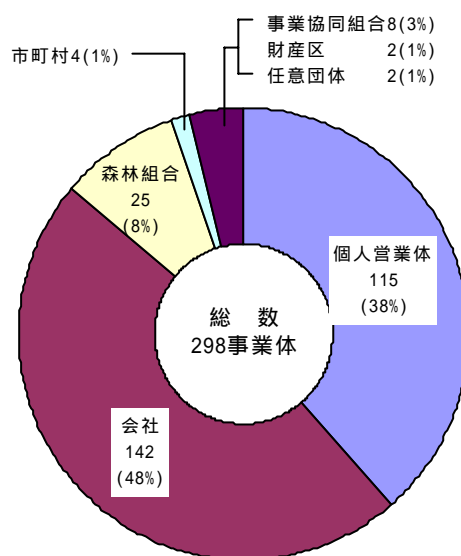
6 さまざまな人々が森林づくりに参加

(1) さまざまな林業事業者

造林、保育、素材生産（伐木、造材、集材）に従事する林業事業者は、平成15年度末現在で298事業者あります。その内訳は、会社142（48%）、個人営業体115（39%）、森林組合25（8%）などとなっています。

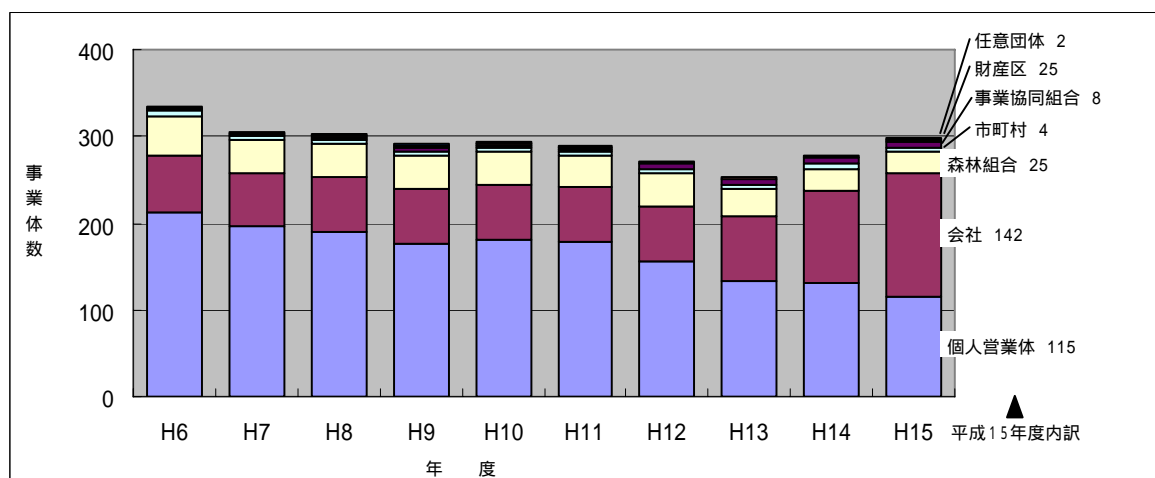
近年、林業事業者数は増加傾向にあります。個人営業体が減少する一方で、建設業から森林整備へ新規参入した会社や森林整備を行うNPOが増加しており、今後も、さまざまな事業者が森林づくりに参加することが期待されます。

林業事業者数の内訳（平成15年度末）



（長野県林務部「林業事業者調査」）

林業事業者数の推移



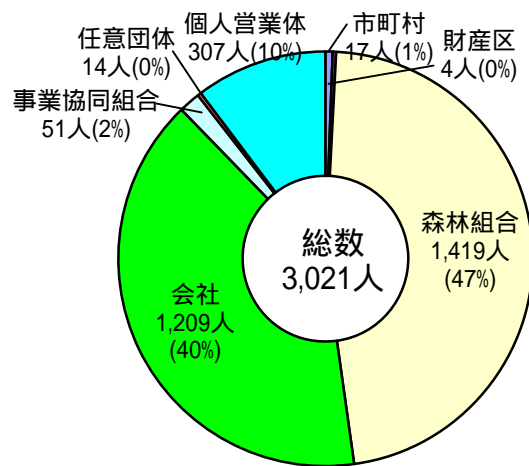
(2) 林業従事者数の推移

林業従事者数は、減少傾向で推移してきましたが、森林整備に参画する制度を充実したことなどにより、平成13年度以降は増加傾向に転じ、平成15年度末現在で3,021人となっており、そのうち森林組合が1,419人で全体の47%を占めています。

また、40歳未満の若い林業従事者の割合も増加傾向にあり、現在、約28%を占めるに至っています。

安全で生産性の高い作業ができる人材を育成するため、新規参入した人々の技能、技術の一層の向上が課題となっています。

事業体別林業従事者数の内訳

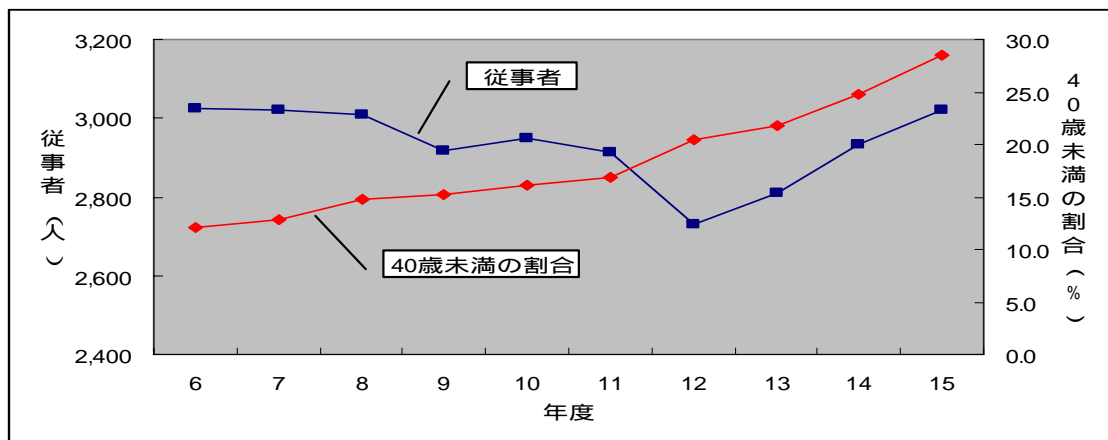


林業従事者数の推移

(単位：人、%)

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
従事者	3,023	3,020	3,008	2,918	2,948	2,912	2,732	2,809	2,933	3,021
うち40歳未満	364	389	446	443	477	491	560	613	728	860
割合	12.0	12.9	14.8	15.2	16.2	16.9	20.5	21.8	24.8	28.5

(長野県林務部「林業事業体調査」)



林業従事者 / 過去一年間に林業に従事した、次の区分に該当する者を言います。

- 雇用労働者：林業事業体に雇用された者
- 事業主：会社で事業主自ら林業の作業をする者
- 一人親方：労働者を雇用しないで、林業の作業を他から請け負う者
- 家族：一人親方及び個人営業体の行う林業の作業に雇用されることなく従事する者

(3) NPOやボランティア等の参加

近年、地域の森林づくりに地域住民自らに取り組むNPOやボランティアの活動が盛んになっています。県内には平成15年度末現在、森林づくりに関わるNPO法人が7団体あり、森林づくりや森林環境教育、人材育成などさまざまな分野で活動しています。また、森林ボランティア活動に参加する人々も増加しています。

これらさまざまな活動に関する情報を広く県民に提供し、いつでも、どこでも、誰でも森林づくりに参加できる仕組みづくりが必要となっています。

長野県内のNPO法人数の推移

年 度	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
NPO法人数 (年度末法人数)	25	50	98	175	329
うち 森林づくりに関 わるNPO法人	0	2	3	6	7

(長野県生活環境部資料、林務部資料)

注) NPO法人：特定非営利活動法人。森林づくりに関わるNPO法人は、長野県内を本拠地として森林整備・保全活動(森林環境教育、自然体験教育活動を含む)を行う法人としました。

森林ボランティア活動への参加者数の推移

(単位：人)

年 度	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
参加者数	2,254	3,218	5,889	7,324	7,843

(長野県林務部資料)

注) 参加者数：県、市町村が主催する植樹祭・育樹祭活動、NPO等が主催する森林づくり活動に参加した人数

7 木材搬出等の基盤となる林内路網の整備や高性能林業機械の導入

森林づくりや木材搬出等の基盤となる林内路網の整備が進められ、民有林における林内路網（公道、林道及び作業道）の密度は、平成15年度末現在で、森林1ヘクタールあたり17.8mとなっています。

また、作業強度の軽減を図るとともに労働生産性の向上による低コストの間伐材搬出を進めるため、県内では、平成2年度から高性能林業機械の導入が行われ、平成15年度末現在、プロセッサ、フォワーダ等75台が稼動しています。

今後、間伐と間伐材の搬出を一層進めるため、森林整備に直結した林内路網の整備とともに、高性能林業機械の積極的な導入とオペレータの確保・育成が必要となっています。

林内路網密度の推移

(単位: m / ha)

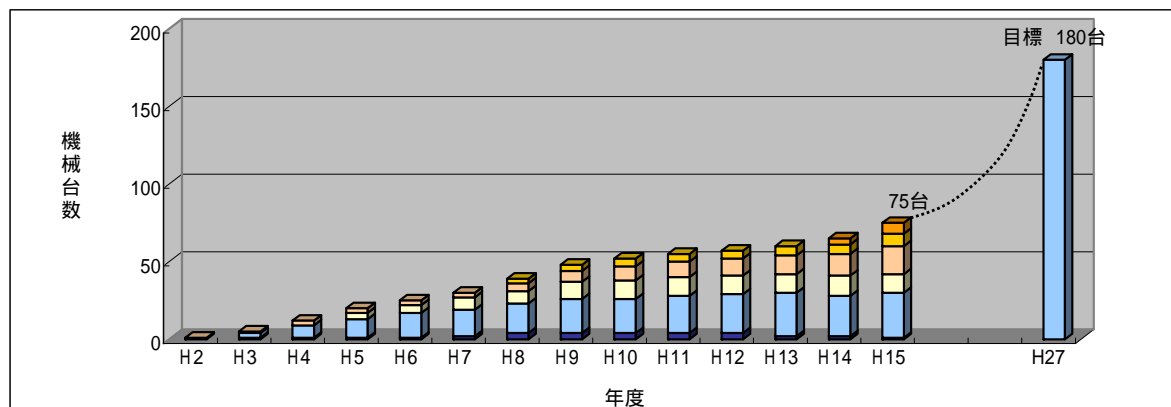
年 度	H11	H12	H13	H14	H15
路網密度 計	17.5	17.5	17.6	17.7	17.8
林内公道	8.6	8.7	8.7	8.7	8.7
林 道	6.9	7.0	7.0	7.1	7.1
作業道	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9

* 密度: 森林1ヘクタールあたりの延長をいう。

(長野県林務部資料)

* 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

長野県内における高性能林業機械の導入状況



(単位: 台)

区 分	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
スイングヤーダ													4	7
タワーヤーダ							3	4	5	5	5	6	6	8
フォワーダ	1	1	3	3	3	3	5	7	9	10	11	12	14	18
ハーベスタ				4	5	8	8	11	12	12	12	12	13	12
プロセッサ		3	8	12	16	17	19	22	22	24	25	28	26	29
スキッド		1	1	1	1	2	4	4	4	4	4	2	2	1
計	1	5	12	20	25	30	39	48	52	55	57	60	65	75

(長野県林務部資料)

8 木材価格の低迷、素材供給量の減少

長野県内の木材価格は、昭和 55 年をピークに、以降低下を続けています。本県の代表的な樹種であるカラマツを例にとれば、素材の価格はピーク時の約 5 割まで低下しています。

素材供給量は、現在、昭和 45 年頃のピーク時の約 2 割にあたる約 40 万 m³ 程度に減少し、そのうち県産材が占める割合は 5 割以下に低迷しています。

成熟しつつある森林資源を有効に活用し、信州の木のある暮らしをめざして、県産材やバイオマスエネルギーの積極的な利用促進が課題となっています。

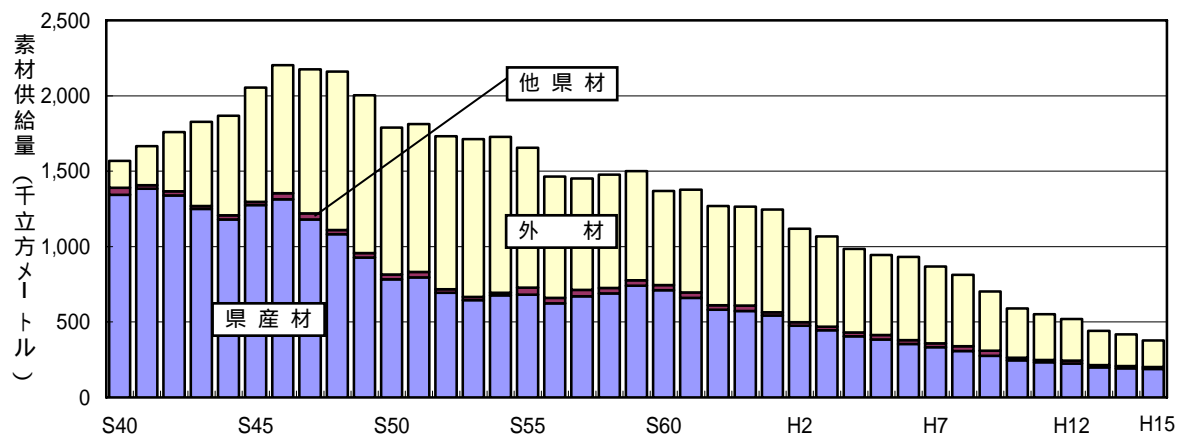
長野県内の木材価格の推移

(単位：円 / m³)

区 分	S 45	50	55	60	H 2	7	12	13	14	15	
素 材	ヒノキ	33,210	60,770	70,750	47,600	55,700	41,780	31,800	30,200	26,000	27,500
	スギ	18,960	28,730	36,460	23,400	24,290	18,490	16,200	14,500	14,000	15,300
	アカマツ	13,770	23,140	26,210	21,700	20,450	17,840	15,300	13,300	11,300	11,400
	カラマツ	13,320	19,280	25,670	22,200	18,200	18,430	15,400	14,500	13,400	13,300
製 材	ヒノキ	59,100	115,200	148,030	118,300	155,570	108,560	74,500	72,600	71,500	71,500
	スギ	40,840	76,980	84,820	65,300	65,610	59,900	47,200	44,200	43,800	43,800
	アカマツ	29,510	49,150	62,840	48,500	52,700	51,930	42,800	41,800	41,500	41,500
	カラマツ	29,260	45,130	62,240	46,700	49,000	49,910	44,700	43,900	43,500	43,400

(長野県林務部資料)

長野県内の素材供給量の推移



(単位：千 m³)

区 分	S 40	S 45	50	55	60	H 2	7	12	13	14	15
自 県 材	1,343	1,276	783	682	712	476	334	225	199	194	188
他 県 材	47	21	32	45	33	23	24	18	15	15	13
外 材	179	758	974	928	624	619	509	278	228	210	177
計	1,569	2,055	1,789	1,655	1,369	1,118	867	521	442	419	378

資料：農林水産省「木材需給報告書」

長野県内の素材需要量

(単位：千 m³)

区 分	S 40	S 45	50	55	60	H 2	7	12	13	14	15
製 材 用	1,388	1,688	1,519	1,428	1,055	919	761	458	386	360	316
チップ用他	181	367	270	227	314	199	106	63	56	59	62
計	1,569	2,055	1,789	1,655	1,369	1,118	867	521	442	419	378

資料：農林水産省「木材需給報告書」

第2章 めざす姿

～ 22世紀を展望した長野県の森林づくり ～

22世紀の森林と人々

第1節 基本目標

広大な県土が今以上の美しさに彩られ、豊かな森林によって子や孫たちが安心して誇りを持って暮らしていける百年先の長野県のめざすべき森林と人々の姿を明らかにします。

1 めざす森林の姿

100年先の22世紀には、針葉樹林、広葉樹林、針広混交林がバランス良く配置された、多様性に富んだ、壊れにくい森林*が育成され、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されています。

こうした森林をその働きや位置的な特性、人との関わりに応じて俯瞰すると次のような姿になります。

公益的機能の発揮が特に期待される森林は、強度の間伐を実施した後、自然力を最大限に利用して、地域の在来植生である広葉樹を積極的に誘導・育成して、針葉樹と広葉樹が適度に混交した森林（針広混交林）がつくられています。また、伐期の長期化によって巨木が林立する針広混交林となっています。

木材等生産機能の発揮が特に期待される森林は、人工林の間伐が徹底され、森林資源を循環的に利用し、さまざまな樹種や林齢の木材が持続的に供給できる森林となっています。針葉樹人工林については、伐期の多様化や長期化によって、小面積のモザイク状の伐採*により面的な異齢林がつくられ、長期間にわたり資源が循環する森林になっています。また、有用な広葉樹林は、必要な施業が行われるなど、森林資源の充実が図られています。

奥山で人の管理が行き届きにくい森林は、必要最低限の施業が行われ、自然の力に委ねながら針広混交林や広葉樹林を主体とする天然生林へ推移しています。

地域の人々にとって身近な里山は、人との関わりの一層深い森林となり、針葉樹人工林や広葉樹林は、地域住民の意向にそった多様性のある森林となって、人々のさまざまな利用に供されています。

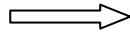
このような森林の姿をめざす中で、結果として今から50年先には、県内の民有林全体で、針葉樹林と広葉樹林の面積比率は現在の6：4から4：6に逆転しています。また、さらにその30年先には、下層の広葉樹が上層木と同程度の樹高となる成熟した針広混交林がつくられています。

こうして、100年先には、民有林全体として針葉樹林、広葉樹林、針広混交林がバランス良く配置され、壊れにくい森林や循環利用可能な森林という、多様性のある持続可能な森林がつくられています。これらの森林こそが、強さ、しなやかさ、豊かさをもって、これからのさまざまな社会の変化に対応できる森林となります。

針葉樹林と広葉樹林の割合の推移

【現 在】

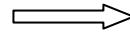
針：広
6：4



間伐の徹底

【50年後】

針：広
4：6



成熟した森林の創造

めざす森林の姿

【100年後】

針：広
4：6

* 壊れにくい森林 /

気象災害の跡地を調査すると、針葉樹人工林と天然生の広葉樹林では、災害に対する強さに違いが見られます。例えば、激しい暴風が来襲すると、針葉樹人工林では幹の折損、根返りによる倒伏などを起こして、森林としての回復が不可能な致命的な被害が発生します。冠雪による被害、雨氷による被害も同様です。一方、コナラなどの広葉樹林は、暴風等によって大きな枝を奪われてもほかの枝を残し、また、幹が折損しても、下の幹や根から新しい芽を発生させて立木として再生してきます。

こうしたたくましい広葉樹林や、広葉樹と針葉樹が混交する針広混交林を維持・管理していけば、広大な森林を失う危険性は極めて少なくなります。また、部分的な森林の喪失が起こっても、森林の自己修復する力が働くものと考えられます。このような森林が壊れにくい森林です。

* 小面積のモザイク状の伐採 / 皆伐区域を小面積に分散させ、森林を面的にみると異齢林がモザイク状に配置されるように伐採することを言います。

針葉樹人工林主体から多様性のある森林へ

針葉樹人工林を主体とする森林

現在



広葉樹	267 千 ha (4 割)
針葉樹	387 千 ha (6 割)
計	654 千 ha

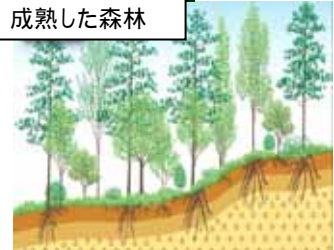
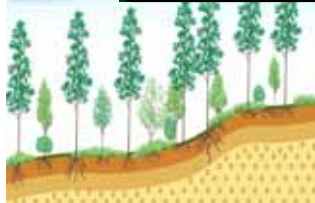
整備前の森林



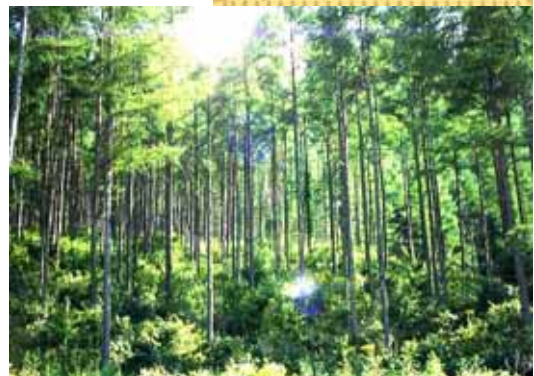
整備後の森林

針葉樹と広葉樹が適度に混交する森林に誘導

成熟した森林



長期にわたり資源が循環する森林に誘導



多様な森林づくりの目標
針葉樹と広葉樹の比率を逆転

広葉樹	301 千 ha	広葉樹	6 割
針広混交林	185 千 ha	針葉樹	4 割
針葉樹	168 千 ha	計	654 千 ha

針葉樹林、広葉樹林、針広混交林がバランス良く配置された多様性のある森林

2 めざす森林社会

多様性のある恵み豊かな森林によって、子ども達や孫達が安心して誇りを持って暮らしていける100年先の長野県、22世紀のふるさと長野県のめざす社会の姿は、次のような森林と人との新たな絆*を創り出す「森林社会*」です。

森林と人との新たな絆を創り出します。

地域の人々による地域の特性に応じた森林づくりが定着し、上流域と下流域、都市と山村、多世代のさまざまな連携と協働により、県民の主体的な参加による森林づくりが行われています。

森林の適切な維持・管理と豊かな水、美しい景観、多種類の林産物など、さまざまな森林の恵みがひとつの輪でつながる森林づくりが定着し、また、森林と結びついた伝統文化が再生されるなど、森林と人との新たな絆が生まれています。



～ 森林は地域の共通財産 ～

松本市寿財産区は、「森林は地域の共通財産」という考えの下に地域へ森林を開放。開放された森林は「住民が森林に親しみ、楽しむステージ」として、黙々と整備に汗を流したり、恵みを楽しんだり、色々な思いをもった地域の皆さん（寿さと山くらぶ）によってさまざまな活動が展開され、森林と人との新たな関わり、絆が築かれています。

* 新たな絆 / これまでの森林所有者及び林業関係者の関わり方や、かつての農山村地域の人々の関わり方にとどまらず、地域外の市民や企業、下流域の自治体など、森林づくりに関わることのできるすべての人々との絆も含みます。

* 森林社会 / 多様性のある恵み豊かな「森林」を、持続可能な「社会」を支えるかけがえのない基盤に位置付け、森林と多世代の人々との新たな絆を創り出す社会を言います。その社会は、未来志向の開かれた新しい絆により結ばれた地域や人々により森林づくりへの主体的な参加が進む社会であり、森林の維持・管理と信州の木の利用がひとつの輪でつながる循環型の社会であり、また、新たに育った森林関連産業が森林と人との新たな絆を創り出す社会を言います。「長野県ふるさとの森林づくり条例」に基づき、長野県の森林づくりから全国に発信、提案する22世紀の社会のあり方を言います。

信州の木の利用が、森林と人との新たな絆を創り出します。

信州の木*が暮らしの中でさまざまに活かされ、地域のエネルギーが山村地域の森林から供給されています。積極的な間伐の実行など森林の育成を重視した時代を経て、社会全体が、近くの木で家を立てることが風土に合うことであり、身近な資源を有効利用することであり、地域の森林整備に貢献しているという地産地消に価値を置いた循環型社会が実現しています。

森林認証制度*等が定着し、環境に配慮した森林の維持・管理の中から生産された信州の木を、県民が安心して利用しています。森林の適切な維持・管理と信州の木の利用がひとつの環でつながる森林づくりが定着し、そのことが、森林と人との新たな絆を創り出しています。



～信州の木でつくる私たちの暮らし～

私たちの暮らしは、地球温暖化防止や循環型社会を目指して、環境負荷の少ない木材等による暮らしづくりが求められています。そして、針葉樹と広葉樹が混交した多様な森林など、公益的な機能を高度に発揮する森林に導くため、信州の森で育った木材を利用していくことが必要となっています。

* 信州の木 / 長野県の森林で育ち生産された木材のことを言います。

* 森林認証制度 / 独立した第三者機関が一定の基準等をもとに、適切な森林整備や持続可能な経営が行われている森林等を認証し、その森林から生産された木材・木材製品にラベルを貼り付けることによって、消費者の選択的購買を促し、持続可能な森林経営を支援していく取組みを言います。

森林関連産業が、森林と人との新たな絆を創り出します。

森林資源*や森林空間を利活用*した新たな森林関連産業が生まれ、さまざま人々が森林づくりに主体的に参加しています。

林業は、二酸化炭素吸収源である森林を管理・保全する仕事と、森林資源や森林空間を利活用する仕事から成る産業に発展しています。

山の幸を活用した産業、環境教育に関連した産業、森林資源や森林空間を活用した体験観光産業、森林の癒し機能を活用した保健医療関連産業、新たな技術開発による木材を食糧として扱う産業など、さまざまな分野で新たな森林関連産業が育ち、森林と人との新たな絆が生まれ、山村地域に活力が満ちています。



森の中の運動で心身の調和



森の中でのカウンセリングの実施



森が育む水の冷たさ、大地の暖かさを素足で実感

～信濃町で行われている癒しの森の活動～

森林の癒し効果を活用して心身のリフレッシュを図ることにより、観光業や医療との連携して新たな産業を育成し、山村地域の活性化に取り組んでいます。

* 森林資源 / 森林から生産される木材、きのこ、山菜、水などの資源を言います。

* 森林空間の利活用 / 森林空間そのものを観光分野、体験学習などの森林環境教育等に活用することを言います。

第2節 森林づくりの進め方

本指針の基本目標である「めざす森林の姿」と「めざす森林社会」を実現するため、これからの森林づくりの進め方を示します。

1 コモンズから始まる森林づくり

これからの森林づくりにあたっては、地域の人々、さらには地域の人々と思いを同じくする多くの人々を含め、地域の森林をどうしていくのかを、所有や受益といった互いの立場を超えて理解し、話し合い、未来志向の開かれた新しい絆「コモンズ」により、地域の森林を守り育てていくことが期待されます。

県民の主体的な参加による森林づくりには、地域に暮らす人々と広く県民が自律的な思いと意欲的な協働活動の下で、「コモンズ」を再生・創造していくことが不可欠です。長野県は、新たな信頼と協力で結ばれた新しい「コモンズ」を出発点として、針葉樹と広葉樹、針広混交林がバランス良く配置された森林をめざし、森林と人との「新たな関わり」をつくる「森林社会」を実現していきます。

森林への理解

県民の主体的な参加を実現するためには、多くの県民の森林への理解が必要です。

県は、各地域で多くの人に森林への理解を深めてもらうため、県民にわかりやすい情報発信、普及啓発活動を展開します。また、森林に関するさまざまな分野の専門家（森の達人）に、森林づくりに参加していただき、森林の大切さを広く県民に伝える仕組みをつくります。

さらに県は、市町村、森林の専門家やNPOなどと協働して、森林と人との関わり方を学ぶ森林環境教育の機会や研修の機会を提供します。

森林づくりに気軽に参加してもらう機会としては、県や市町村等が主催する植樹祭や育樹祭、NPO・森林ボランティア団体が主催する森林づくり活動など、楽しみながら体験するイベントが提供されます。

県民の主体的な参加による森林づくり

森林は豊かな水環境の保全や安全な県土の形成など、私たちが暮らしていく上で欠かせない役割を担っています。こうした森林からの様々な恵みを世代を超えて持続的に享受するためには、県民一人一人が森林を社会共通の財産として認識し、それぞれの立場で森林づくりに関わっていくことが必要です。

このため県は、地域の人々が地域の森林と主体的に向かい合い、多様な議論を経て地域の合意を形成し、生活に身近なみどりづくりへの取り組み等新たな森林管理を進めるために、地域の人々やボランティア、NPOなど森林づくりに関心を持つ人々によるコモンズの自律的な活動を支援します。

2 森林と人との関わり方に基づく森林づくり

森林と人との関わり方が薄れ、森林所有者の森林の管理意欲が減退し、森林整備に対する自らの意思さえもはっきりしないこともあり、間伐等の手入れが必要であるにも関わらず放置された森林の増加が懸念されています。

めざす森林の姿に向けて、森林のもつ多面的な機能を持続的に発揮させる健全な森林を育成するにあたっては、森林の私的管理*・公的管理*に関わらず、人の手によってすべての森林を維持・管理していくことには限界があり、自然力を最大限に活用していくことも必要となっています。

社会全体の共通の財産である森林から、多面的な機能を一定レベル発揮させていくために、今後の森林の維持・管理に最低限どこまで人的関与をすべきか、その範囲や方法を示す「フォレストミニマム*」の考え方を取り入れて、森林と人との関わり方の程度により、民有林を「循環林」、「保全林」、「自然推移林」の3つの方法で育成します。

循環林（人の力で仕立てる森林）

持続的な木材等の生産を主な目標とし、自然環境に配慮しながら、育成林*を主体に維持・管理します。木材等生産機能の高い森林は、資源循環利用を重視した整備を行います。

また、高性能林業機械の導入と林内路網の整備により、低コスト林業を展開します。

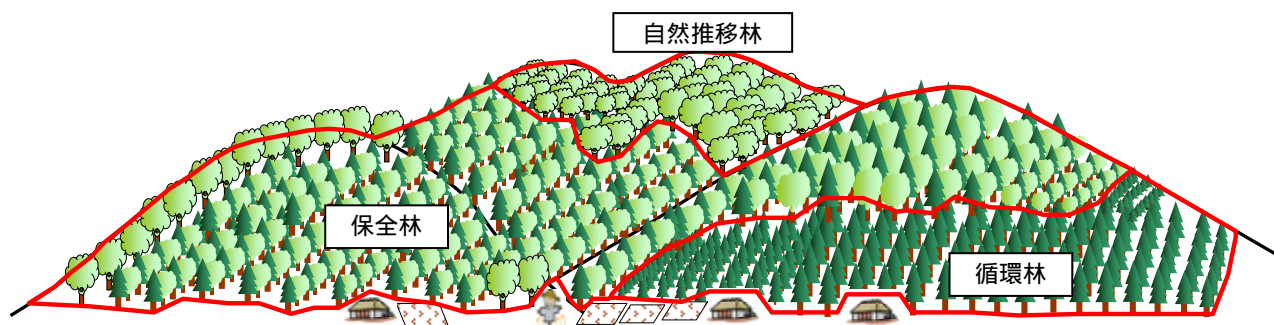
保全林（人の力と自然力を活用して仕立てる森林）

公益的機能の持続的な発揮を主な目標として、育成林・天然生林*を維持・管理します。水源かん養、山地災害の防止という公益的機能の高い森林には、その機能を高める整備を行います。また、生活環境の保全や森林空間の利活用という公益的機能の高い森林には、自然力を生かしながらその機能を高める整備を行います。いずれも、強度の間伐*など必要最低限の整備を実施し、針広混交林を造成します。

自然推移林（自然力を最大限活用して仕立てる森林）

奥地または林内路網から遠距離（500m以上）に位置し、今後の持続的な整備が困難な育成林・天然生林には、原則として手を加えず自然力を最大限に利用して管理していきます。

【概念図】



* 森林の私的管理 / 私的な管理として、集落、生産森林組合等の地域組織が森林管理を行う地域共同管理と、個人や会社等による個人管理があります。いずれも、森林所有者として、自らの力で森林の維持・管理を行うほか、森林組合や林業事業者等のプロ集団に森林整備を委託したり、NPOや森林ボランティア団体、企業や下流域住民の参加・支援を得て、森林整備を進める場合があります。

また、公益的機能を高度に発揮すべき森林で、森林所有者による維持・管理が期待できない場合は、保安林の指定や市町村長との森林整備協定の締結等により、公的管理を行う場合があります。

* 森林の公的管理 / 森林所有者として、県は県有林の、市町村や財産区はそれぞれの所有森林の管理を行います。自らの力で森林の維持、管理を行うほか、森林組合や林業事業者等のプロ集団に森林整備を委託したり、NPOや森林ボランティア団体、企業や下流域住民の参加・支援を得て、森林整備を進める場合があります。

また、緑資源機構は特に奥地にある保安林について、長野県林業公社は団地化された普通林について、公的管理による森林づくりの一翼を担って大きな役割を果たしています。

* フォレストミニマム /

社会全体の共通の財産である森林から、多面的な機能を一定レベル発揮させるために、最低限必要な人的関与（人による手入れ等）の範囲や方法を示す考え方を言います。森林が存立するために最低限必要な条件は、山腹崩壊による土壌喪失や林床植生喪失による土壌流出を防ぎ、森林土壌を保全することにあります。森林土壌を保全することを基本にして、最低限行うべき人的関与の範囲や方法を示します。

例えば、公益的機能の発揮を重視する森林では、針葉樹人工林に強度の間伐を実施しながら針広混交林を造成すること、木材等生産機能の発揮が期待される森林では、大面積皆伐をせずに人工林の更新を行うこと、奥地において持続的な維持・管理が困難な森林では、森林土壌が保全される範囲で自然の力に委ねていくこと等が考えられます。

* 育成林 / 今までに人手が加えられてきた森林で、樹冠の構成により育成単層林、育成複層林に分けられます。

育成単層林

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により成立させた、単一の樹冠層を構成する森林を言います。

育成複層林

森林を構成する林木を択伐（森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し抜き伐りすること）等により部分的に伐採し、人為により成立させた、複数の樹冠層（林齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生ずるもの）を構成する森林を言います。

* 天然生林 / 今まで人手が加えられていない森林で、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用（自然に散布された種子が発芽して生育等）することにより成立させた森林を言います。

* 強度の間伐 / 間伐回数を抑制して効果を得るため、間伐する木の本数割合（間伐率）を30%以上で行う間伐を言います

循環林、保全林、自然推移林の森林づくり

めざす森林の姿

針葉樹林、広葉樹林、針広混交林がバランスよく配置された多様性のある森林

展開方向

森林と人との関わり方に基づく3つの方法により、フォレストミニマムに基づく森林づくりを展開します。

区分	循環林	保 全 林		自然推移林
誘導する森林の形 (主な誘導の例示)	針葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹 広葉樹
	↓	↓	↓	↓
	針葉樹	針広混交林	広葉樹	広葉樹等 潜在植生

針広混交林への誘導の方法

第1段階(現在から概ね20年間)
【強度間伐を中心とした健全な森林づくりの重点実施期間】

・下層への自然の力によって広葉樹を誘導

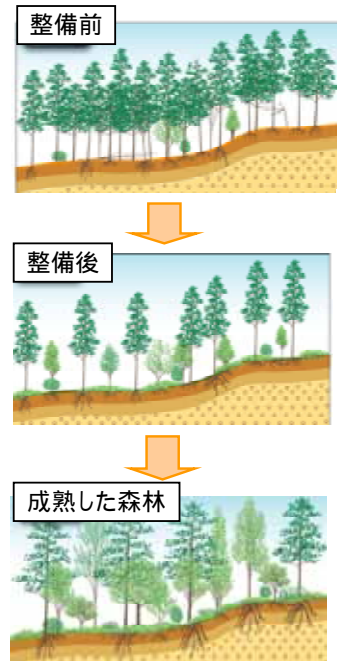
第2段階(概ね30年間)
【単純な一斉林から多様性のある森林への誘導段階】

・発生した広葉樹を育成し、針広混交林へと誘導

50年後
【森林の整備、森林資源の利用、森林の再生等が循環に行われる段階への移行】

・下層の広葉樹の成長によって針広混交林が完成

22世紀
【針広混交林が成熟し多様性のある森林が支える森林社会の実現】



条例に基づく「コモンズによる森林づくり」のための新たな仕組みの提案 ～所有権や管理権を超えた社会システムづくり～

地域の新しい森林管理の方向を考える「地域森林委員会」の役割

ア 地域森林委員会の組織化、役割、運営方法

「長野県ふるさとの森林づくり条例」に基づいて県が指定する森林整備保全重点地域*では、重点的な森林の整備及び保全に関して行政が積極的に関与するだけでなく、適正な森林管理を永続的に行っていくための組織として、地域住民、森林所有者その他の森林づくりに関係する者（森林のさまざまな機能による受益者を含む）の主体的な意思に基づく「地域森林委員会」の組織化を提案しています。

地域森林委員会は、県が森林整備保全重点地域ごとに定める森林整備保全計画の作成段階において、参加・協力して中心的役割を担っていただくとともに、計画に基づく事業推進や森林管理権移転等あっせん制度における必要な調整、開発行為に対する意見の調整を行います。また、こうした条例で定められたこと以外にも、地域の森林管理について常に話し合い、活動し、森林所有者や地域住民等の合意形成の場として機能させていくことが必要です。

委員会へは、関係する者であれば誰でも参加できるという開かれた体制が求められるとともに、情報の公開についても最大限の配慮が必要となります。また、組織化の際には規約等の整備を行って位置付けを明確にすることが必要です。

地域森林委員会による地域の森林管理手法の実行性の確保のためには、県と市町村とが連携しながら、委員会に対して助言・支援し、協働する姿勢が必要です。

また、地域森林委員会は、行政に対して、合意形成に基づく森林づくりに関する意見を述べるのが重要であり、こうした仕組みは、森林法に定められた森林計画制度との整合性を図ることにより、現実的に実行が困難となっている市町村長の勧告制度等、法における森林整備・森林管理ための仕組みを動かすためのものにする必要があります。

イ 森林管理権移転等あっせん制度の運用

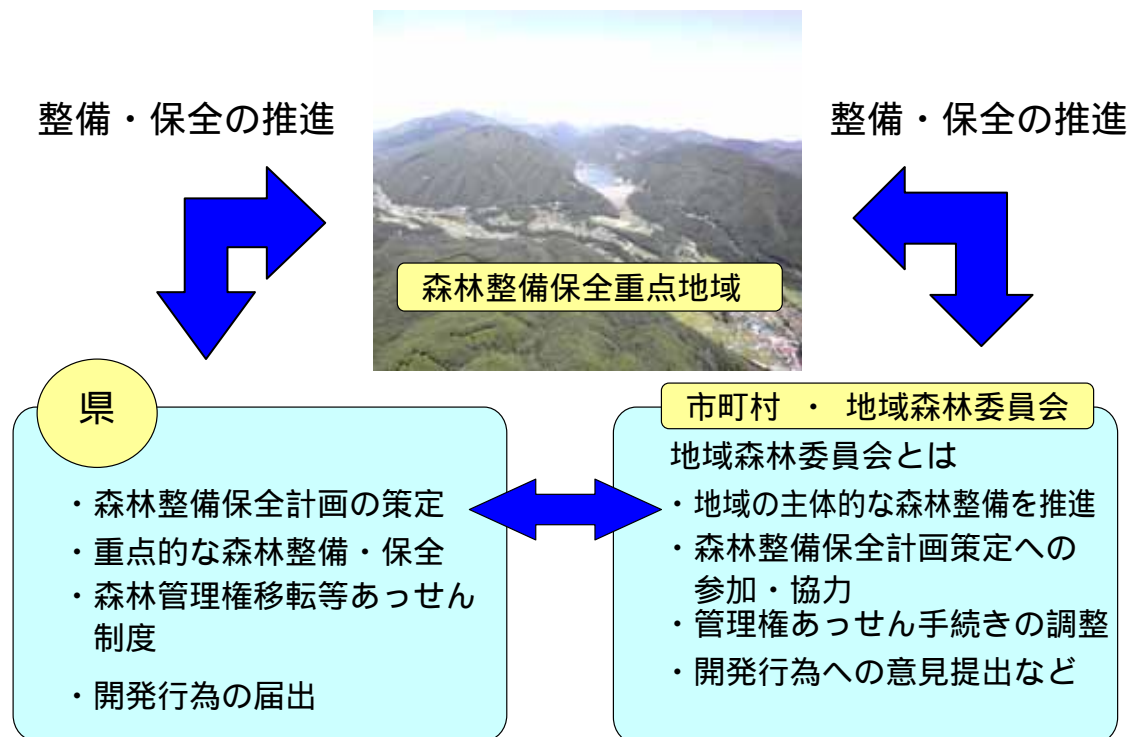
森林整備保全重点地域において、森林所有者が森林を自ら管理することが困難である場合に、県が、森林づくりに意欲及び能力のある者に管理権の移転等をあっせんする「森林管理権移転等あっせん制度」を設けています。この制度において、地域森林委員会は、県からの要請に基づき、あっせん先である意欲及び能力のある者の選定に関わることをとしています。これは、新たにその地域において森林管理を担う者が、地域の地理や歴史等の自然的・社会的条件を踏まえた上で永続的に関わっていけるかどうかを、地域の人たちが判断することが必要であるためです。

このためには、あらかじめ、その地域の森林の管理がどのような形で行われるのが最も好ましいか、将来にわたっての森林管理のあり方を議論し、森林整備保全計画等基本的な方針を定める中で明確にしておく必要があります。

ウ 開発行為への対応

森林整備保全重点地域では、地域森林計画対象民有林において 0.1ha 以上の開発行為を行う場合、あらかじめその内容を県へ届出なければならないこととしています。この際、開発行為を行う事業者が地域の判断・意見を反映させるため、地域森林委員会は、県からの求めに応じて森林の保全の見地から意見を述べることであります。森林整備保全計画に基づき、個々のケースによって判断することが必要です。

* 森林整備保全重点地域 / 条例に基づき長野県知事が、森林のもつ県土の保全、水源のかん養等の機能を高度に発揮させるため、重点的な森林の整備及び保全を図る必要がある地域を、その地域を管轄する市町村長の申出により指定するものをいう。整備・保全の計画に地域の合意が得られる、面積規模でおおむね 500ha から 3000ha の流域森林をいう。



県民に最も身近な里山を生かす「里山整備利用推進協議会」の役割

ア 里山整備利用推進協議会の組織化、役割、運営方法

「長野県ふるさとの森林づくり条例」に基づいて県が認定する里山整備利用地域*では、里山の整備及び多面的な利用を促進することによりその保全を図ろうと自発的な活動をする地域住民や森林所有者、里山の利用者らによる「里山整備利用推進協議会」の組織化を提案しています。

里山整備利用推進協議会は、里山整備利用地域における整備・利用のための活動を推進するための組織として位置付けられ、地域住民、森林所有者、森林・林業関係団体、ボランティア団体、学校等教育関係機関、賛同する企業等、その地域の特色を生かした多様な主体の参画が期待されます。

協議会は、参画する多様な主体からの新たな視点による里山の整備・利用の提案・実践によって、人と里山との新たな関わりを創出し、地域が継続的に里山に関わっていくことを目的に運営されることが必要です。

参画する人たちの自発的な意思が重要であるとともに、県及び市町村からの多面的な支援も必要です。

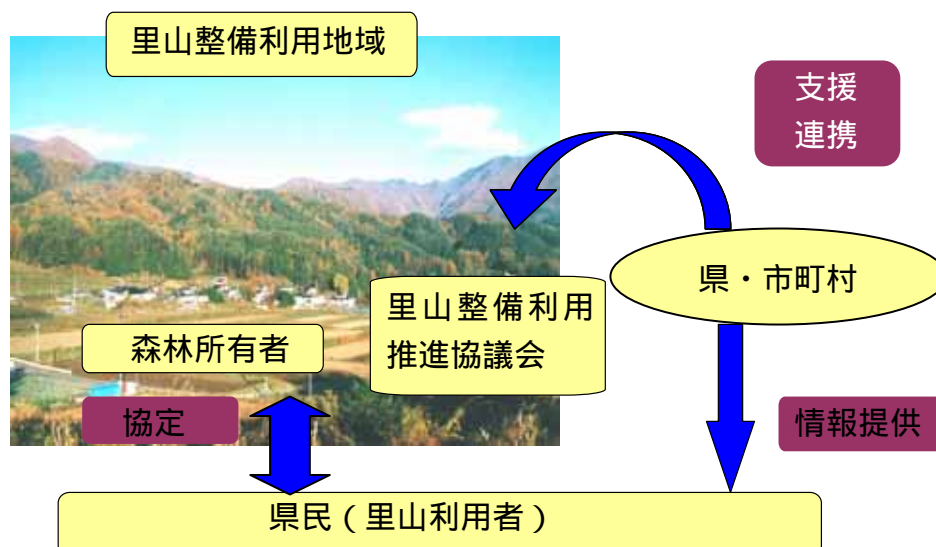
イ 里山利用協定の締結、運用

里山整備利用地域では、それぞれの地域の特徴により、さまざまな主体による特色ある活動の展開が期待されますが、特に活動の継続性を考えれば、里山を所有する森林所有者と利用する者との継続的な協力体制が必要です。

このため、条例では、市町村が、森林所有者と利用者による「里山利用協定」の締結を促進することを規定しています。

里山整備利用推進協議会は、里山利用協定の締結を促進しようとする市町村の要請に基づき協定締結のための協力を行うこととしています。

* 里山整備利用地域 / 条例に基づき長野県知事が、整備及び多面的な利用の促進、保全を図るため、市町村長の申出により認定する地域をいう。人により利用若しくは管理がなされているか又はこれらがかつてなされていた身近な森林で、地域住民等が自発的な活動をしようとする、面積規模でおおむね 200ha 以上にわたる一団の森林を対象にする。



第3章 取り組む施策

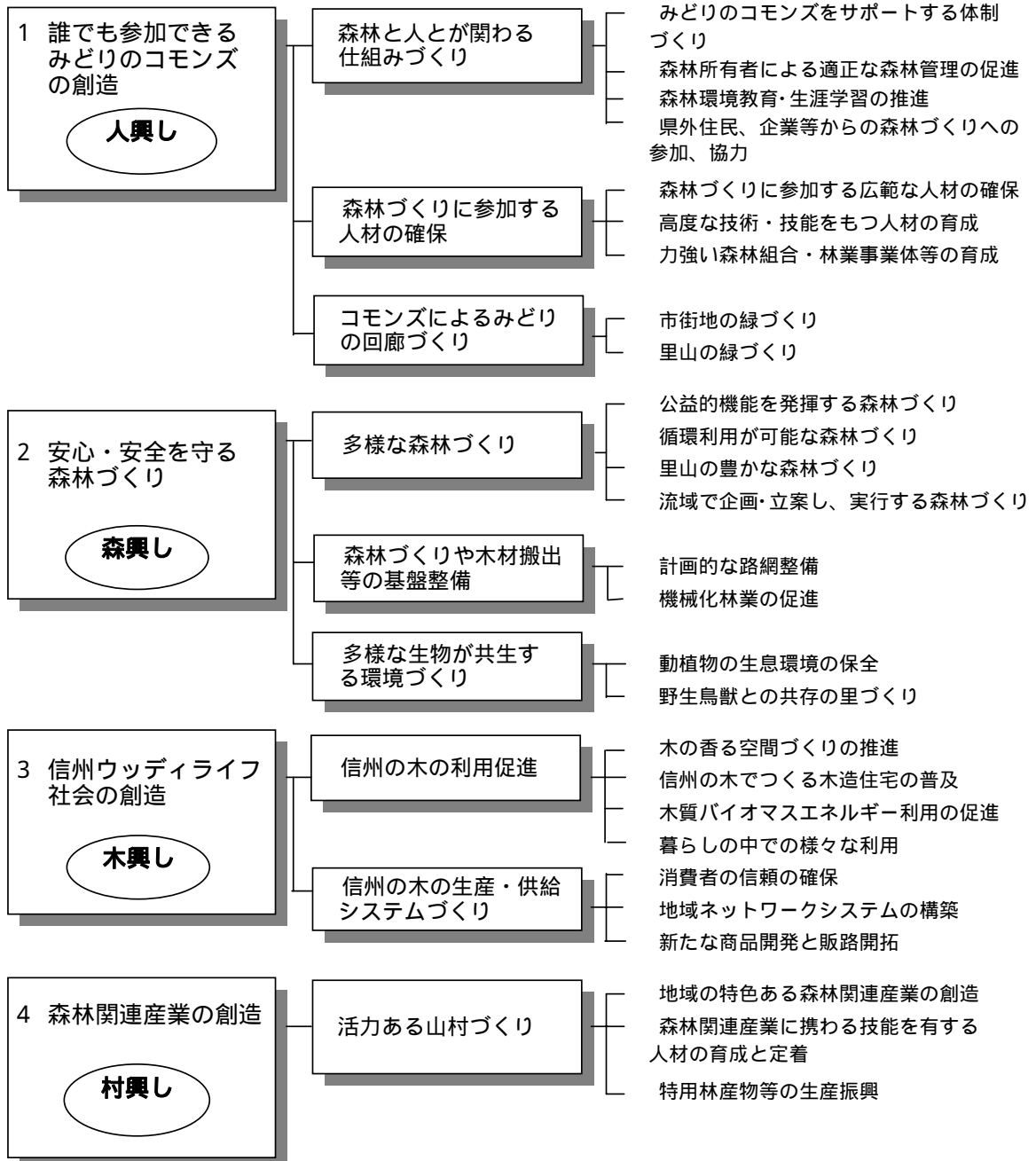
～ 「森直し」4興し運動 ～

2015年（平成27年）の目標

第1節 「森直し」4興し運動 施策体系

長野県がめざす22世紀の森林の姿、森林社会の実現に向けて、「森直し」4興し運動を展開します。

コモンズから始まる 信州森林ルネッサンスをめざして



第2節 施策の展開方法

1 誰でも参加できるみどりのコモンズの創造 人興し

近年、ボランティア活動やNPO活動として里山整備に取り組む人々など、新たなスタイルで森林との関わりを持つようとする個人、団体、企業も増えています。

県民の主体的な参加による森林づくりを実現するためには、多くの県民の理解と協力が必要です。また、これからの森林づくりは、アマチュアからプロフェッショナルまで、新しい森林づくりに関心を持ち、主体的に参加しようとするさまざまな立場の人たちからなる多様な主体の協働によって担っていく必要があります。

(1) 森林と人との関わる仕組みづくり

みどりのコモンズをサポートする体制づくり

県民が主体的に、誰でも、いつでも、どこでも森林づくりに参加できる仕組みとして、県は、集落や町内会などを核としたみどりのコモンズ*（森林や市街地のみどりでつながる人の絆）の形成を促進し、市町村と協働して、森林づくりサポーター（森林づくり参加活動の仲人・支援者）としての役割を担います。

森林づくりへの理解と参加を一層促進するため、県は、森林づくりへ主体的に参加しようとする者*に、森林や森林づくりについてのわかりやすい情報提供を行います。

また、森林GIS*の整備に取り組み、地域の森林づくりの計画策定等に活用できる最新の森林関連情報を提供します。さらに、「森林の達人」が地域に助言等できるシステムを構築し、地域の自律した森林づくりの意識醸成を進めます。

*みどりのコモンズ/新しい森林づくりに関心を持ち、主体的に参加しようとする人達によって森林や市街地の「みどり」でつながる人の絆のことを言います。

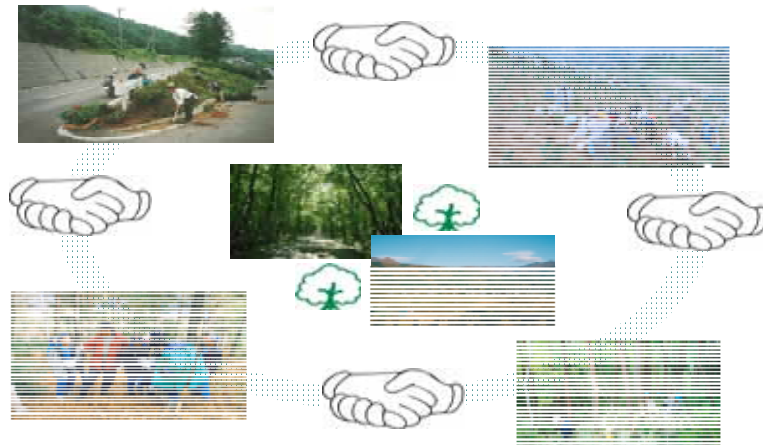
*森林づくりへ主体的に参加しようとする者/県民、森林所有者、森林組合等林業事業体、林業士やグリーンマイスター等の指導者、NPOや森林ボランティア団体、林業グループ等の地域活動組織、林業後継者、企業等の支援者、市町村等の森林づくり活動フィールドの提供者等を言います。

*森林GIS/県がもつ、森林の位置や樹種、林齢などの森林資源情報をはじめ、木材利用情報、林業技術情報など一元化した森林地理情報システム（GIS）を言います。

森林GISを導入すると、

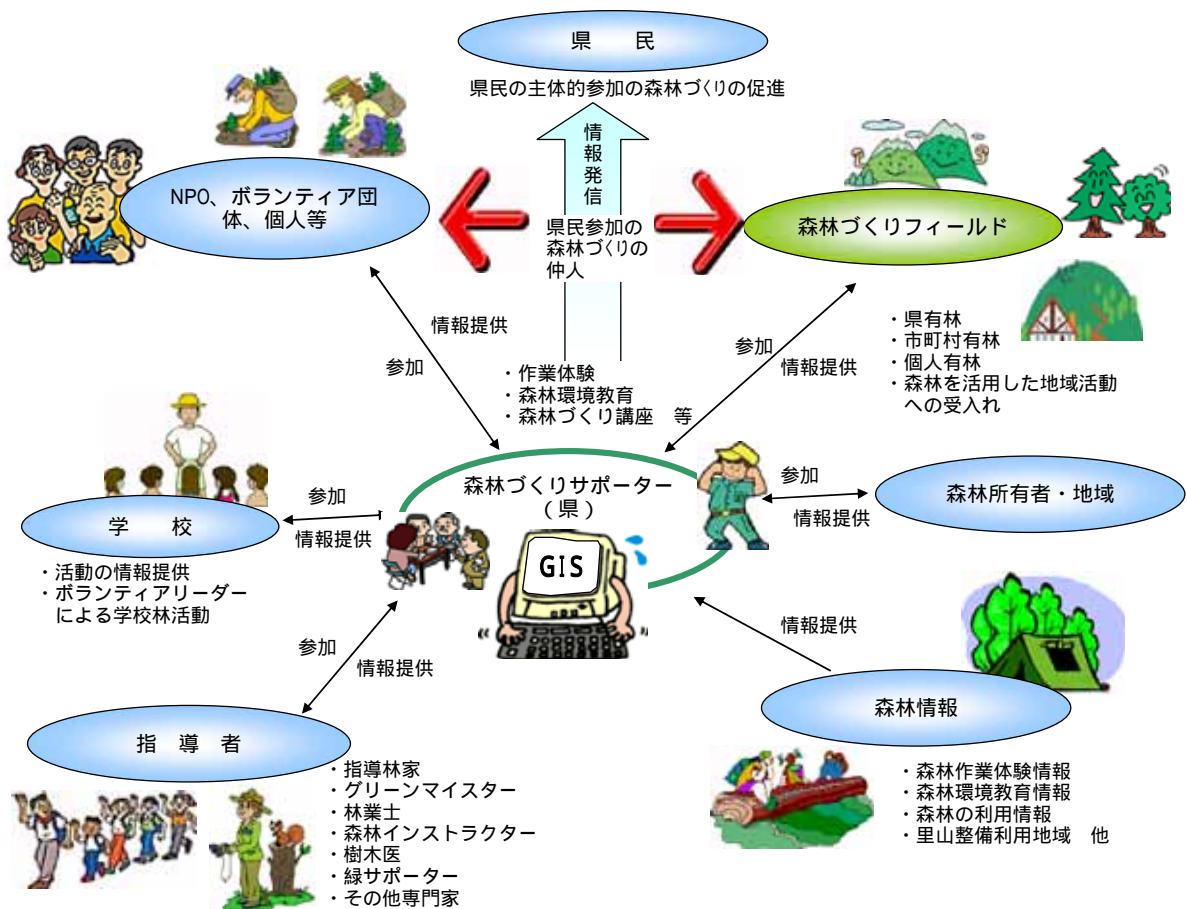
- ・森林簿や造林の実施状況、保安林台帳などの一元化により、県民にわかりやすい形で森林情報を提供することができます。
- ・NPO、森林ボランティア、県民など地域からの情報を蓄積することで、多様な行政需要に応えることができます。
- ・提供された情報を活用し、地域の森林づくりは、地域自らの基準と判断によって行うことが可能になります。

みどりのコモンズ



森林や市街地の「みどり」でつながる人の絆。それが『みどりのコモンズ』です。

みどりのコモンズをサポートする体制



森林所有者による適正な森林管理の促進

県は、森林づくりサポーター活動や林業普及指導職員等による普及啓発活動を通じて、森林所有者自らの森林管理意欲を向上させ、主体的に行う森林づくりを促進します。

零細な所有規模構造である個人有林や不在村者が所有する森林については、市町村や森林組合等が連携して行う森林所有界の確認活動を促進します。また、持続する森林づくりの方法として、森林施業計画の策定と地域の森林組合や林業事業体、NPO等への施業委託を促進します。

里山にある生産森林組合等団体が所有する森林や集落林、共有林については、所有者としての森林管理意欲の向上とおてんま作業（出払い、山人足等）の実行など、里山の持続的かつ適正な管理を促進します。

森林環境教育・生涯学習の推進

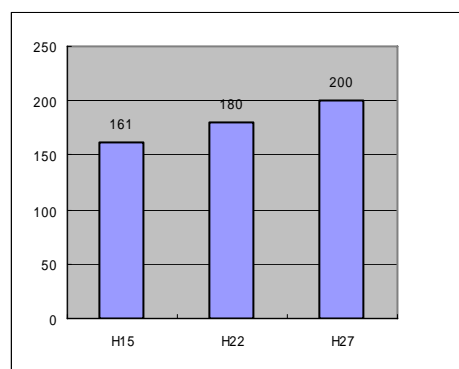
次代を担う子ども達に対して、学校関係者や森林環境教育指導者、NPO等との協働によって、森林に親しみながら森林・林業を理解し、体験する教育を促進します。

県内の小学校399校、中学校195校（平成17年2月末現在）のうち、約3割の学校が学校林を保有しており、総合学習等に活用されています。このような、学校林や近くの里山を活用して行われる森林環境教育を支援します。

また、身近な里山の整備や身近なみどりづくりへの取組みを通じて、森林と人との新たな絆を創り出し、みどりのコモンズを創造するために、各小学校区単位で、学校林における子どもたちと地域の人々との協働により、多くの世代が生涯にわたり関わることのできる生涯学習の森づくりを進めます。

各小学校・中学校単位や地域単位では、みどりの少年団の結成とその主体的な活動を支援します。

達成目標	
みどりの少年団結成目標	
現状(H15)	目標(H27)
161団	200団



県外住民、企業等の森林づくりへの参加、協力

長野県の森林は、主要な河川の上流域に位置し、県域を越えて広くその恩恵をもたらしています。広報活動を通じて、県内のみならず県外の下流域住民や広く国民が長野県の森林づくりに主体的に参加できるよう取り組みます。

優良で豊かな水を育む森林の保全に理解のある下流自治体やNPO等に対しては、上流自治体等との森林整備協定締結等連携を支援、意欲的に社会貢献活動を行う企業等に対しては、森林づくり参加のためのフィールド提供に理解のある集落や森林所有者と、森林の里親契約を締結し、また、森林空間を活用した交流会を開催するなど、新たな仕組みによる森林づくりへの参加、協力を働きかけます。

県外の下流域住民や企業等と上流の山村地域とのより一層の交流を図ることにより、多様なみどりのコモンズの創造を進めます。

(2) 森林づくりに参加する人材の確保

森林づくりに参加する広範な人材の確保

県と市町村が協働して行う森林づくりサポート活動を通じて、自治会単位や地域の身近な場所で、県民が主体的に森林・みどりを守り、育てる住民参加型の活動を支援します。

県は、森林づくりに関わるNPOや森林ボランティアを育成し、その活動を支援するとともに、地域の森林づくり指導者の支援、協力を得て、植樹祭や育樹祭、森林教室や自然観察会、緑化活動イベント等、県民が参加しやすい森林づくりの機会を提供します。

また、ボランティア等により新たに森林づくりを始めたい人々に、森林に関する知識・技術を身に付けていただく機会を提供します。

森林づくり教育にあたっては、長野県林業総合センター、長野県林業大学校等の公共機関の活用や、県有林、市町村有林等の活用など、教育の場の確保を促進します。

高度な技術・技能をもつ人材の育成

県は、グリーンマイスター*のように森林づくりに必要な高度な技術・技能を身に付け、林業に通年就業するプロフェッショナルを育成、確保します。また、週末林業をめざすアマチュアの技術・技能の向上を支援します。

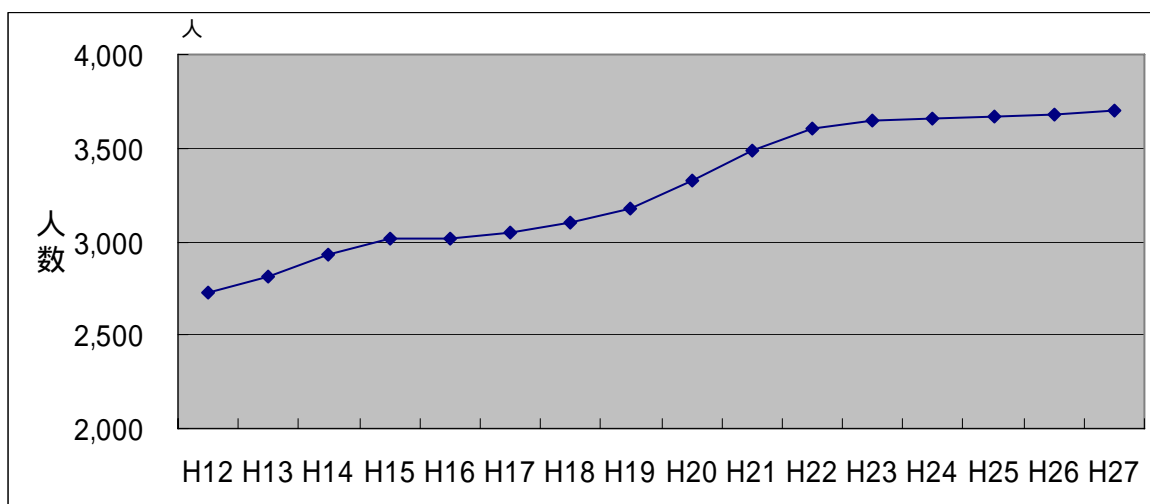
また、長野県林業労働財団と協働して、林業事業者の事業の合理化や労働条件の改善等を促進します。新規就業者や建設業等からの新規参入者への支援を行って、林業就業者の定着化を促進し、これからの森林づくりに必要な安定した林業労働力の確保をめざします。

長野県林業大学校における教育を通じ、本県の森林づくりを担う後継者や指導者となる人材を養成します。

達成目標

林業従事者数の目標

現状(H15)	目標(H27)
3,021人	3,700人



*グリーンマイスター / 林業労働に必要な専門的な技能を習得し、県知事により認定された「林業技能作業士」のことを言います。

力強い森林組合・林業事業体等の育成

森林組合は、組合員をはじめ地域の森林所有者のさまざまな要望等に応える協同組織であるとともに、地域の森林・林業を中核として支えることが期待されています。

また、素材生産事業体や、森林づくりの技術を有したNPO等の林業事業体は、森林づくりに主体的に参加する機動的なプロ集団としての役割が期待されています。

県は、森林組合・林業事業体等が、森林所有者の要望に応えうる組織として、経営戦略をもち経営・管理能力が高い組織として、また、地域の森林管理をコーディネートできる組織として、その役割を果せるよう育成します。

森林所有者の多様な要望に応える組織であるために

- ・造林、保育から素材生産まで一貫した森林づくりを行える技術力の確保
- ・組合員等森林所有者の森林づくり意欲の喚起と多様な要望に積極的に対応
- ・地域森林の団地化と施業受託の推進

経営戦略をもち、将来にわたり森林づくりのプロ集団であるために

- ・高性能林業機械の導入による低コスト素材生産の推進
- ・間伐材の販売戦略と有利な市場の開拓
- ・バイオマス等森林関連産業への進出、企業との連携

経営・管理能力の高い組織であるために

- ・経営者、職員の能力の向上とコスト意識の徹底
- ・経営基盤、経営体制の強化

地域森林管理のコーディネーターであるために

- ・蓄積された森林づくりの経験、知識、技術・技能を生かし、市町村や地域と協働して所有者と森林をつなぎ、森林管理をコーディネートする役割を発揮

(3) コモンズによるみどりの回廊づくり

市街地のみどりづくり

県民の主体的参加により、市街地の緑化を進めます。地域住民、森林所有者、林業グループ・団体、NPO、森林ボランティア団体、教育関係者、企業など多様な主体が信頼と協力の絆で結ばれたコモンズにより、身近な道路や公園、学校、住宅地周辺など市街地のみどりを増やし、森林や田園地帯に広がる自然を結ぶみどりの回廊を形成します。

里山のみどりづくり

地域住民等が自発的な活動をしようとする里山は、市町村の申し出により、県が里山整備利用地域として認定します。森林所有者と里山の整備や利用を希望する人々と「里山利用協定」の締結を促進し、コモンズによる里山の利用・保全活動を通じて里山周辺のみどりづくりを進めます。

2 安心・安全を守る森林づくり

森興し

本県では、昭和20年代半ばから40年代にかけて造林された森林が間伐期を迎えており、今後10年から15年が間伐のピークとなります。森林の荒廃にストップをかけるため、新たな間伐総合対策に沿った間伐面積の実行確保と間伐材の利用促進が必要となっています。

また、自然災害の防止や水資源のかん養など、森林のもつ公益的な機能を発揮する上で大きな役割を果たしている広葉樹にも光を当てながら、県政世論調査で県民の期待が最も高い、災害に対して壊れにくい安心・安全を守る森林づくりを進める必要があります。

(1) 多様な森林づくり

公益的機能を発揮する森林づくり

自然災害の防止や水資源のかん養をはじめ、保健、文化、教育の場の提供や地球温暖化防止、生物多様性の維持等、幅広い公益的機能を高度に発揮する森林づくりをめざします。

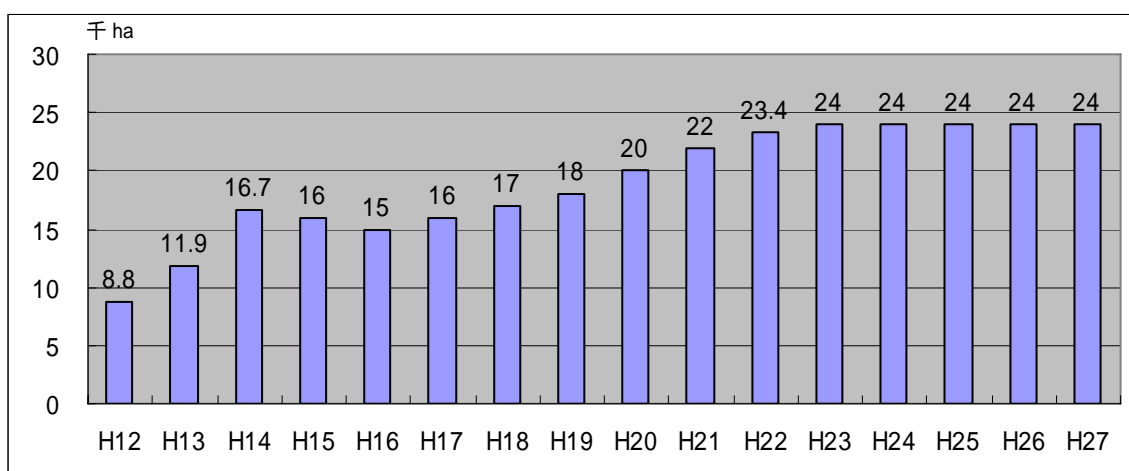
間伐対象である3齢級から12齢級まで(11年生から60年生まで)の針葉樹人工林等の育成林は、間伐総合対策により、森林施業の団地化・共同化を進め、積極的かつ計画的な間伐を推進します。

達成目標

新たな間伐総合対策

これからの5年間(H16~H20)で 86,000haの間伐を実施

これからの12年間(H16~H27)で 251,400haの間伐を実施
間伐対象森林を一巡



今後の人工造林に当たっては、適地適木に留意し、林地に存在する広葉樹を残すなど、その育成を図ります。適切な施業を必要とする林齢の若い人工造林地については、下刈や除伐等の保育を徹底します。

このような間伐の積極的な推進や人工造林地の適正な管理によって、地球温暖化防止のための森林吸収源対策を進めることができます。

自然災害の防止や水資源のかん養などの公益的機能の発揮を特に必要とする森林や荒廃林地、山地災害の危険な箇所については、計画的な保安林指定を進め、必要に応じて治山事業を実施します。

治山事業においては、森林の適正な維持・管理を通じて、壊れにくい森林をつくるために、原則として針広混交林へ誘導することを目標とし、森林整備と施設整備を一体的に行います。

達成目標		
保安林の配備計画（民有林）		
	現状(H15)	目標(H27)
保安林配備率	30%	50%
保安林面積	204,500ha	338,146ha

森林のもつ公益的機能を高度に発揮させるため、重点的な森林の整備、保全を図る必要がある地域は、地域の要望に基づく市町村の申し出により、県が森林整備保全重点地域として指定します。

森林整備保全重点地域では、森林所有者や地域住民等で構成する開かれたコモンズである地域森林委員会、関係市町村の参加・協力の下で、県が森林整備保全計画を定めます。その計画に基づき、県、市町村、森林所有者等は、それぞれの役割分担に沿って重点的な保全活動を進めます。

森林整備保全重点地域や治水・利水ダム等検討委員会で検討された流域をはじめ重要な流域では、所有者による整備が期待できない森林について、公益的機能の高度発揮を優先した公的整備を効率的かつ集中的に実施します。

また、森林病虫害の被害対策については、個々の特性を踏まえた適切な対策を進めます。

循環利用が可能な森林づくり

木材等生産機能の発揮が特に期待される森林は、森林資源を循環的に利用することとし、さまざまな樹種、林齢の木材が持続的に供給できる森林づくりを進めます。

針葉樹人工林については、伐期の多様化や長期化を図るとともに、小面積のモザイク状の伐採により面的な異齢林を造成し、長期間にわたり資源が循環する森林をめざします。有用な広葉樹林については、必要に応じて整備（育成林施業）することにより、森林資源の充実を図ります。

また、環境に配慮した施業により森林の管理水準を向上させるとともに、その森林から生産される木材の産地・流通証明（トレーサビリティ）を行うことで、地域材としてのブランド力を強化するため、森林認証制度の導入を促進していきます。

里山の豊かな森林づくり

自然災害の防止や美しい森林景観の形成など、人々の生活にとって重要な役割を担っている集落周辺の里山は、森林所有者や地域の人々が利用することで整備がなされてきた森林です。しかし、所有形態が零細であり、また、不在村森林所有者が多くなっているため、適正な管理が期待できないことも危惧されています。

このため、県は、市町村の申し出による里山整備利用地域の認定を進めながら、森林所有者や地域が共同で行う森林整備と連携しながら、その整備に積極的に取り組みます。

里山の中でも、公共施設に隣接した森林や、景観形成上重要な森林、森林整備意欲の希薄な不在村所有者の森林などで、早急に整備が必要なものについては、県と市町村が協力して間伐を行うなど、その機能回復を図ります。

流域で企画・立案し、実行する森林づくり

森林のもつ多面的機能を高度に発揮させるため、森林所有者をはじめとする流域住民が、今後の森林づくりの方法について共に企画・立案し、県・市町村などと連携・協働して実行する取組みを促進します。

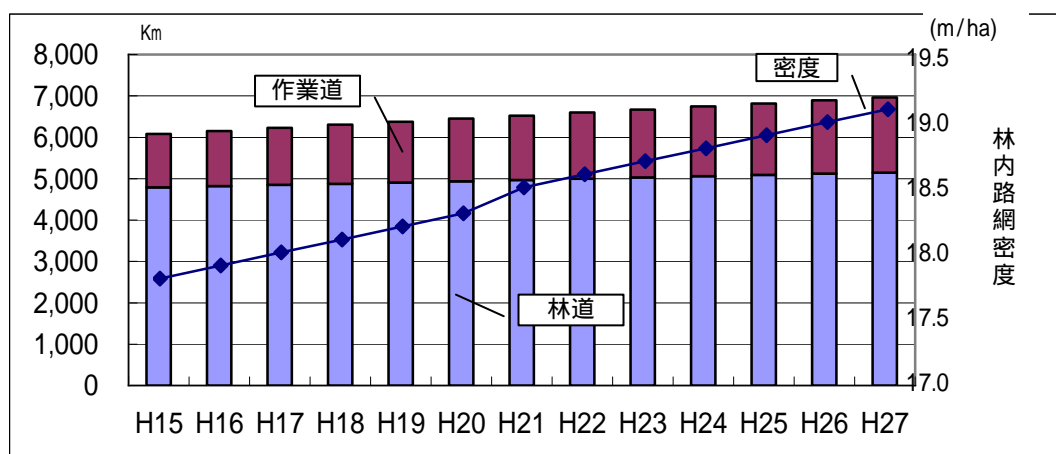
また、民有林と国有林との施業協定の締結促進や、木材利用促進のための技術開発・普及など、流域住民及び関係者の合意に基づいて地域独自の視点で実行する新たな流域管理システムづくりの取組みを促進します。

(2) 森林づくりや木材搬出等のための基盤整備

計画的な路網整備

大動脈としての基幹林道の整備から、森林づくりに直結する毛細血管としての路網整備に重点を移しながら、効率的な森林づくりのための林内路網整備を計画的に進めます。

達成目標	現状(H15)	目標(H27)
林内路網の整備計画		
路網延長	12,051 km	12,935 km
うち林道延長	4,788 km	5,148 km
うち作業道延長	1,292 km	1,816 km
路網密度	17.8 m/ha	19.1 m/ha

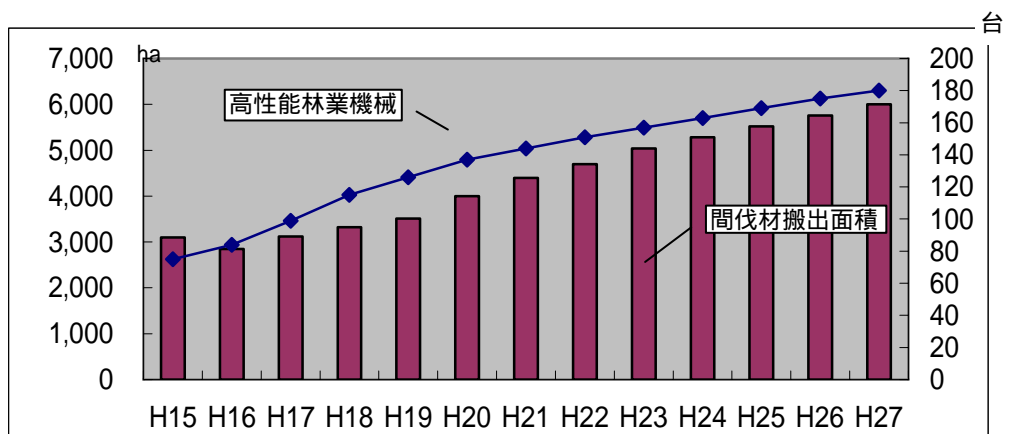


機械化林業の促進

間伐等の実施にあたっては高性能林業機械を導入して、作業強度の軽減を図るとともに、労働生産性を向上させて低コストによる素材生産を進め、間伐材の搬出面積を平成27年度までに倍増させます。

達成目標	
高性能林業機械の導入計画	
現状(H15)	目標(H27)
75台	180台

達成目標		
間伐材の搬出計画		
	現状(H15)	目標(H27)
間伐材搬出面積	2,900 ha/年	6,000 ha/年



(3) 多様な生物が共生する環境づくり

動植物の生息環境の保全

私たちの暮らしは、様々な動植物が複雑にからみ合っていて構成されている豊かな自然に支えられています。こうした豊かな自然を世代を超えて持続的に享受するために、環境行政と連携しながら、学術上貴重な動植物*を保護するとともに、その生息地の周辺や動植物とふれあえる里山などを、安定した生物の生息環境として保全します。

* 貴重な動植物の保護や学術研究のため、県自然環境保全地域や、国有林における森林生態系保護地域などの保護林が設定されています。また、野生鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣保護区が設定されています。

野生鳥獣との共存の里づくり

広葉樹の誘導・育成等を通じ、野生鳥獣の生息にも適した多様性のある森林づくりを進めます。

また、併せて、野生鳥獣の適切な保護・管理（被害対策、個体数管理、生息環境整備）を進めます。

野生鳥獣による農林業被害が大きい地域においては、集落が主体的に被害対策を実施できるようさまざま支援を進めます。

木造住宅は都会の森林とも言われます。これは、木のもつ柔らかさや香りが住む人の心を和ませるためであり、また、二酸化炭素を吸収・固定しながら成長した木材が住宅や家具等に利用されても森林と同様に二酸化炭素は放出されず貯蔵し続けられるためです。木材は再利用が可能で、燃料として利用しても放出される二酸化炭素は再び大気中に戻るだけで、総量としての二酸化炭素の量は増えません。また、木材の利用促進は、林業生産活動の活性化、ひいては、森林所有者等の施局的な森林づくりへとつながります。

森林づくりを持続的に進めるためには、森林から生産される木材が、このような二酸化炭素を吸収、固定するエネルギー消費の少ない脱石油循環型資源として広く理解されるとともに、輸入材に頼ることなく信頼性の高い県産材製品が安定的かつ着実に供給され、利用される環境を整える必要があります。

(1) 信州の木の利用促進

木の香る空間づくりの推進

私たちの地域を信州らしい温もりある安らぎあふれる空間としていくため、地域づくりに積極的に信州の木を活用します。

公共建築物は、原則として木造化又は木質化し、信州の木をふんだんに使用し、木の温もりを活かした地域の景観や気候風土に調和したものとします。

特に、幼稚園・保育所、小中学校などでは、建物を木造化・木質化するとともに、使用する机・椅子等に信州の木を使用して、次代を担う子供たちに木の温もりを伝えつつ、森林環境学習を進めます。

木製ガードレールをはじめとして、公共工事にも信州の木を使用した工法を積極的に取り入れ、環境に優しい温もりある地域景観づくりを進めます。

民間施設においても、医療施設、社会福祉施設、商店街、観光地などで、信州の木が持つ温もりと安らぎを活かした空間づくりを進める取組みを支援します。

* 信州ウッディライフ社会 / 建築物はもとより日常の暮らしのさまざまな場面で、さらにはエネルギー源として信州の木を活用し、信州の木に囲まれた生活環境が実現された社会を信州ウッディライフ社会と言います。

信州の木でつくる木造住宅の普及

信州の木を利用した住宅の建設促進のためには、住宅供給サイドでは、住宅建設産業と林業・木材産業との相互連携が大切となります。そのため、信州木づくりの家認定グループ*等の地域住宅産業グループのネットワーク活動を支援していきます。

また、信州の木を利用した良質な住宅取得に対しては、一定量以上信州の木を利用しただけでなく、一定の条件等を条件に助成を行うとともに、エンドユーザー・サービス*の面に着目し、インターネット等も活用した新たな供給システム等、信州の木を使いたいと考えるユーザーの需要にこたえられるシステムの構築を支援します。

* 「信州木づくりの家」認定グループ / 地域の素材供給者、製材加工業者、建築設計者、工務店等施工業者が連携し、信州の木を使用して質の高い住宅づくりに関して戦略的な研究・開発に取り組むグループのうち、県(住宅部)により優れた取組みとして認定されたものをいいます。

*エンドユーザー・サービス/信州の木を利用するユーザーにとって、使いやすく、また使うメリットが生まれるような信州の木の供給に付随するサービスを提供することを言います。例えば産地を明らかにしたり、木材の供給に併せ良好なデザインを提供するなどのサービスが考えられます。

達成目標		
信州の木を50%以上使用し、助成等を活用した木造住宅		
	現状(H15)	目標(H27)
年間新設着工戸数	130戸	1,000戸

木質バイオマスエネルギー利用の促進

間伐されても搬出されない未利用材や、製材の過程で使えない部分の木材などを活用し、地球温暖化防止に有効な地域エネルギーとして木質バイオマスエネルギー*利用を積極的に促進します。

木質ペレット*ストーブ・ボイラーの普及

- ・信州型ペレットストーブ・ボイラー*の開発と県内外への導入促進
- ・環境教育にも資するペレットストーブを全ての小中学校へ導入
- ・公共施設はもとより民間施設へのペレットボイラー導入の促進

木質バイオマス供給システムの整備

- ・木質ペレットを県民の皆さんがより身近に利用できるよう、県下各ブロックで地域に適した形での供給システムを構築する取組みへの支援
- ・新しい技術である木質ガス化*によるコージェネレーションシステム*やエタノール、水素等燃料生成システム*などの導入に向けた検討、支援

普及啓発活動の展開

- ・薪や炭、チップも含め、木質バイオマスエネルギー利用について積極的な普及啓発や環境教育等を行い、地球温暖化防止・資源循環型社会の構築に向けた県民の皆さんの意識を喚起する取組みを推進

*木質バイオマスエネルギー/バイオマスとは、生物を表す「bio」と量を表す「mass」との合成語ですが、動植物に由来する有機物をエネルギー源として利用するもので、このうち木材等の木質系の資源を活用したエネルギーのことです。

*木質ペレット/木質バイオマスを粉碎しオガ屑状にして、長さ10~20mm、直径6~12mmに圧縮・成型した固形燃料のことです。木材成分のリグニンが圧縮熱で融解して固まっていますので、接着剤などは一切使用していません。

*信州型ペレットストーブ・ボイラー/寒冷的な信州の気候にあわせ、快適で環境に優しい暮らしが実現できるよう、安全性・利便性・耐久性・優れたデザイン・特徴的な機能を備え、木質ペレットを燃料に使う信州で生産されるストーブ・ボイラーです。

- * 木質ガス化 / 木質バイオマスを、主に蒸し焼きの状態にして可燃ガスを発生させることを言います。この可燃ガスを燃焼させたりエンジンを動かすことで、エネルギーとして利用できます。
- * コージェネレーションシステム / コージェネレーションとは、共同を表す「Co」と発生を表す「Generation」の合成語で、電気、熱、動力など複数のエネルギーを同時に利用することを言います。発電の際に発生する熱を温水やスチームで利用する「熱電併給」のシステムが一般的で、熱効率を倍以上に向上できます。
- * エタノール、水素等燃料生成システム / 木質ガス化で得られた可燃ガスを、触媒等を用いて化学反応させ、エタノールや水素などの燃料を生成させるシステムを言い、研究が進められている新しい技術です。

達成目標		
木質バイオマスエネルギー利用施設の整備		
	現状(H15)	目標(H27)
木質ペレット製造施設	1 施設	5 施設
木質ペレットストーブ	1 9 0 台	3 , 7 0 0 台
木質バイオマスボイラー	0 台	2 4 0 台

暮らしの中での様々な利用

信州の木を活用した、デザイン性に優れ高品質な針葉樹家具は、森世紀ブランドとして供給が始まっていますが、分野を広げて展開し、多くの方に県産針葉樹家具を身近に利用していただけるようにします。

古くから使われていた日用品での信州の木の復権や、木炭としての機能の活用などを、長期的な戦略の基で促進していくとともに、木材成分の有効利用など新たな分野での信州の木の利用についても製品開発・技術開発を進め、暮らしの中での信州の木の様々な利用が実現されるよう支援します。

また、信州の木を使った、品質、デザインともに優れた建築・土木用の製品や工法、さらに家具から消耗品に至る生活用品などを、信州ブランドとして推奨する制度を確立し、NPOや地域の住民団体などと協働して、信州の木の利用を県民全体に拡大して推進します。

(2) 信州の木の生産・供給システムづくり

消費者の信頼の確保

信州木材製品認証センターが運営する信州木材製品認証制度を、対象品目、品質基準や産地の認証などについて、ユーザーにとって魅力のあるシステムとなるよう充実強化し、安心して利用できる高品質な県産材製品が、定時・定量に届けられる体制を確立します。

また、信州木材認証製品センターでは、インターネット「木楽ネット」を通じて、どのような製品がどこにあり、いくらで入手できるのかといった情報を提供していますが、

この取組みをさらに強化し、より具体的で正確な情報の素早い提供の実現と、ユーザーサイドに立った双方向の情報システム*の構築などに支援します。

***ユーザーサイドに立った双方向の情報システム** / 供給側からの一方向の信州の木の情報提供だけでなく、需要側(ユーザー)から求められる例えば見積、設計提案や木材の分離調達の要望など信州の木の利用に係る様々な照会等の情報請求に対して適時的確に情報を提供できるように考えられた双方向の情報交換システムのことです。

地域ネットワークシステムの構築

使いたい人がいつでも安価で優れた信州の木の製品が使えることが必要です。このため、地域の個々の工場や流通の各段階における関係事業者等が連携・協働することを基本として、地域で必要とする施設の整備等を含め、県内の産地間においてそれぞれの地域特産の木材を安定的に流通でき、お互いに利用できる仕組みなど、信州の木利用のネットワークシステムを構築する地域の取組みを積極的に支援します。

新たな商品開発と販路開拓

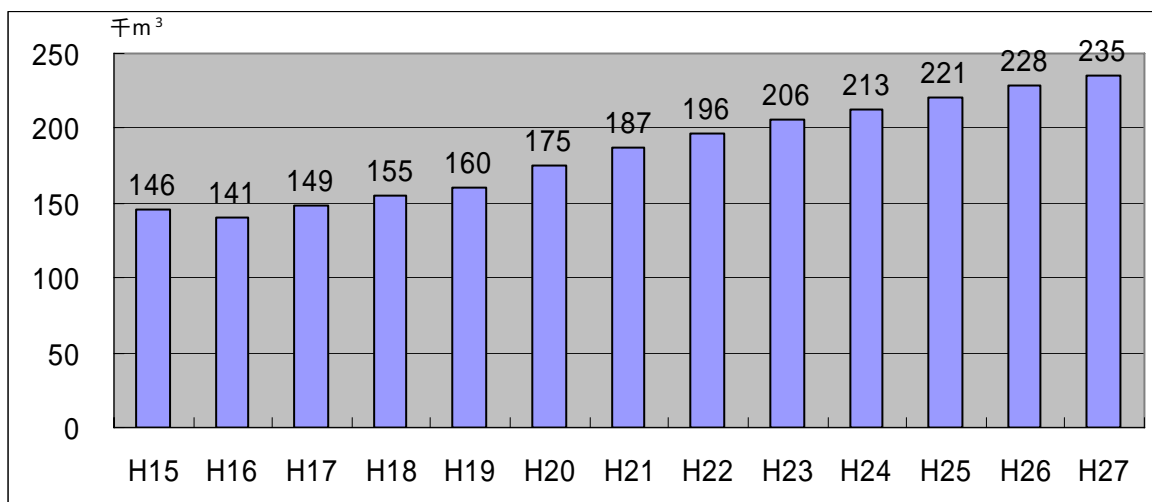
首都圏や関西圏などの大消費地への営業活動を展開し、マーケットにおける優良販売店や設計者グループなどとの連携・協働体制を構築することで、マーケットニーズの的確な把握と新たなユーザーを獲得していく取組みに支援します。

ユーザーニーズに対応した付加価値の高い新たな信州の木の製品の開発を、意欲あるメーカー・企業とともに、産学官一体となって取り組みます。

また、木材の大口需要先である製紙向けにパルプ用チップを供給することは、大量の木材を消費する上で欠かせないことから、製紙工場がある近県とも連携して、信州の木を使用した紙の製造・利用を進めます。

達成目標

	現状(H15)	目標(H27)
素材生産量 (民有林)	146,000m ³ / 年	235,000m ³ / 年



森林に対する県民の期待が多様化・高度化する一方で、森林の維持・管理を担う山村地域は、過疎化による人口減少と高齢化の進行により活力の低下が懸念されています。

山村地域の最大の資源は県民の暮らしに限りない恵みを与えている森林資源・森林空間です。このため、これら森林資源・森林空間を総合的・多面的に利活用して、新しい産業を創造し雇用が創出される活力ある山村づくりや、県民の主体的な参加による里山の積極的な整備、利用の促進、里山の重要な資源である特用林産物等の生産振興など、地域資源を最大限に活用した村づくりが必要です。

(1) 活力ある山村づくり

地域の特色ある森林関連産業の創造

新たな産業づくりの取り組み（スリーバイスリー*）により、山村地域の森林資源・森林空間を環境、医療、教育などと連携・融合させることにより、新たな森林関連産業づくりを進めます。

森林と医療との連携・融合として、森林のもつ癒しの機能を活用し、地域医療と観光などを有機的に結びつけ、都会の疲れたビジネスマンなどが山村を訪ねる仕組みを構築し、里山を核として新たな健康産業づくりを進めます。

さらに、森林が、二酸化炭素を吸収する機能に着目し、地球温暖化防止対策に寄与する産業づくりの取り組みを進めます。

また、森林と教育との連携・融合として、修学旅行などへの豊かな森林資源を活用した森林体験プログラムの提供を新たな産業とするため、NPO等による森林体験学習等自然学校の活動を支援していきます。

*スリーバイスリー（3×3）による新産業づくり/産業構造を転換し、自律的で持続可能な長野県の社会・経済を構築するための既存基幹産業（農林業、製造業、観光業）と成長性の高い分野（福祉・医療、環境、教育）との連携・融合による新産業づくりのことで。

森林関連産業に携わる技能を有する人材の育成と定着

林業従事者をはじめ、Uターン者や若者、山村の高齢者等が、山村地域のニーズに応じた新たな森林関連産業を起業するため、外部の人材による技術指導や、派遣研修・他業種でのOJT研修等を通じて、新たな技能を習得してさまざまな仕事をこなせる人材*を育成します。

また、Iターン者等が将来にわたって森林づくりに携われるよう、共同研修作業所を含む住宅群の新築や、空家の改修等によって住宅を確保するなど、定住環境の整備を促進します。

*さまざまな仕事をこなせる人材/森林関連のさまざまな仕事をこなせる次のような人材を言います。

- ・健康づくりのトレッキング指導等ができる人材
- ・森林づくりから、クラフト、住宅のインテリア等のコーディネートまでできる人材
- ・森林から水環境まで幅広い環境教育に対応できる人材
- ・地域の山菜知識等を習得した人材

特用林産物等の生産振興

山村の重要な収入源である特用林産物の生産を振興し、その加工、流通体制の整備を促進します。長野県林業総合センターにおいて、バイオテクノロジーを利用した新たなきのこ生産技術等の開発を進め、しいたけ、なめこ、まつたけ、山菜などの森林の豊かな恵みを活用した産業づくりを支援します。

また、埋もれた山菜の発掘、竹林の整備によるタケノコ生産、地域の観光産業への食材の提供、新商品の開発、ITを活用しての販売など、新たな発想に立った山の幸産業づくり、竹材や有用広葉樹材の利用、炭の利用拡大など、森林資源を最大限に生かした森林関連産業の村づくりを支援します。

第4章 指針の実現に向けて

1 役割

本指針の目標を実現するためには、県民の森林づくりへの主体的参加をはじめ、森林所有者や木材関連業者、森林組合等林業事業体、NPO・森林ボランティア団体の参加、県、市町村、国の積極的な関わりがあって初めて可能になります。

指針を実現するために、長野県の森林づくりに主体的に関わる者それぞれに次のことが期待されます。

(1) 県民

森林の恵みを受けて生活していることを認識し、一人ひとりが森林に関する理解を深め、森林づくりに主体的に参加することが期待されます。

再生産が可能であり、人と環境に優しい木材に関する理解を深め、信州の木を積極的に利用することが期待されます。

森林浴やキャンプなど、森林との積極的なふれあいを持つことが期待されます。

NPO、団体、地域社会のボランティア活動を通じて、森林づくりやみどりづくりに取り組むことが期待されます。

社会貢献活動を行う企業は、森林の里親契約の締結など、新たな仕組みによる森林づくりへの参加、協力が期待されます。

(2) 森林所有者

所有する森林との関わりを保ちつつ、適正に管理・利用するとともに、森林が社会全体の共通の財産であることを認識し、森林のもつ公益的機能が高度に発揮されるように努めることが期待されます。

山村地域の振興につながる森林資源や森林空間の利活用については、積極的に協力することが期待されます。

(3) 木材関連業者

木材産業者は、技術開発や生産性の向上により、付加価値の高い製品の生産や低コスト化に努めることが期待されています。

木材産業者は、異業種や消費者などとの交流を拡大するとともに、建築等の木材を使う側との連携を進め、信州の木の利用促進に取り組むことが期待されます。

建築産業者は、信州の木を住宅など建築に積極的に利用するとともに、木材の知識や情報を、住宅建築を希望する県民につなげていく役割が期待されます。

(4) 森林組合・林業事業体等

森林組合は、組合員をはじめ地域森林所有者のさまざまな要望に応える協同組織であるとともに、地域の森林・林業を中核として支えることが期待されます。

素材生産事業体等の林業事業体は、森林づくりに主体的に参加する機動的なプロ集団として、森林所有者と森林とをつなげていく役割が期待されます。

地域の森林・林業の活性化に向けて積極的な事業展開を推進することが期待されます。蓄積された経験、知識、技術・技能を生かして、地域の森林管理をコーディネートする役割が期待されます。

林業用苗木生産者は、健全な森林づくりや環境緑化を促進するために、優良な苗木の安定供給に努めることが期待されます。

特用林産物生産者は、林産物の多品目生産、高付加価値化を促進し、販路の拡大により、地域経済への貢献が期待されます。

(5) NPO・森林ボランティア団体

森林づくりに参加する組織として、森林所有者と連携しながら地域の森林管理の一翼を担う役割が期待されます。

森林環境教育の指導者として、県民の森林づくり活動を支援する役割が期待されます。

(6) 市町村

地域の特性を生かした施策を計画的に推進し、地域の森林づくりの展開をリードする役割が期待されます。

流域管理などの広域的な取り組みについて周辺市町村等との連携を図るとともに、県、森林所有者、地域住民、林業関係者等と協働して、地域の森林づくりを積極的に展開することが期待されます。

公共施設等を自ら建設する際に、地域の木を積極的に利用するとともに、住民に地域の木の利用を呼びかけることが期待されます。

(7) 県

県民の主体的な参加による森林づくりの取り組みを支援し、本指針の目標を実現に向けた施策の積極的な展開を図ります。

情報提供や技術指導を通じて、森林所有者に森林の適正な管理を行うよう働きかけます。全県的な計画の策定や技術開発、県民への森林づくり情報の提供を行います。

国や市町村との連携により、効率的な施策の展開を図ります。

市町村の枠を越えた広域的な課題については、効果的な施策を展開するため、地域間の調整を図ります。

県境を越え、下流県等との連携を図るとともに、広く国民の森林への理解と下流域住民や企業等の支援・協力を促す施策を展開します。

「長野県公共施設整備・公共土木工事等における県産材利用方針」に基づき、県が実施する公共施設の整備及び公共工事等において積極的に信州の木を利用します。

(8) 国

民有林と連携しながら流域管理を推進し、森林のもつ多面的な機能を高度に発揮させるとともに、県民の主体的な参加による森林づくりと山村地域の振興に寄与することが期待されます。

自らの施設を建設する際や公共土木工事等に積極的に信州の木を利用することが期待されます。

2 森林づくりのための財源の確保

森林づくり指針を実現していくために、施策の重点化等と合わせ、さまざまな財源措置について、具体的に検討していく必要があります。

間伐を中心とする森林整備や、新たな施策を着実に実施していくためには、森林税（仮称）等による新たな財源確保が必要であり、県では、その早期導入に取り組みます。